法律草案

二

會計法草案
府縣制草案
郡制草案

8

和装本
ワ/ヨ17
2,567
2

會計法草案

門 7 保 17
滿 2,567
卷 2

會計法草案総説明

此會計法案ハ大体ヲ十一章ニ分ち更ニ之レヲ四十四条ニ
小分セリ此會計法ハ現今行ハルヽ所ノ會計法トハ全ク性
質ヲ異ニセリ抑モ現行會計法ハ明治十五年一月ニ制定セ
ラレタルモノニシテ尓来我戎務上ノ行政ハ豫算条規出納
規則等ノ発布ニヨリ著シク変革進歩シタルヲ以テ今日
ニ在テハ現行會計法中ノ箇條ハ多クハ空文ニ属セリ殊ニ
現行會計法ハ會計ノ基礎ヲ定ムル所ノ根源法トシテ考フル
ヨリモ寧ロ會計上ノ事務手続ヲ定ムル所ノ命令規則ノ部
類ニ属スルヲ以テ今日ニ於テハ如何ニ修正ヲ加フルトモ
到底之ヲ用ユルコト能ハサルヲ以テ今此會計法案ハ專ラ會

明治37年9月19日
市島謙吉氏寄贈

計ノ原則ニ係ル箇条ノミヲ掲ケ其細則ハ則チ別ニ之レヲ定メントスルモノナリ

此會計法案中ニ掲グル箇條ハ既ニ現行法中ニ存スルモノアリト雖ドモ多クハ現行法ノ緩慢ニ流レタルヲ嚴ニシ若シクハ亦タ現行法中ニ備ハリル所ノモノヲ新ニ加ヘタルモノナリ今其重モナルモノヲ舉クレハ

第一　隱密資金及隱密賊産ノ禁令ヲ嚴ニシ以テ官金及官有賊産ヲ私スルノ弊習ヲ杜絶シ又賊産目録調製ノ制ヲ定メタルカ如キ（本法第三條）

第二　法律ニ明文ナキ賦金歩合金賦役等ヲ課スルノ禁令ヲ明ニシ租稅トキ數料トノ別ヲ定メタルカ如キ（本法第四条）

第三　豫算書及決算書ヲ帝國議会ニ提出スルノ期限及他會計上ニ関スル議会ト政府トノ関係ヲ定メタルカ如キ（本法第五條第十條第十三条第二十一条第三十一条）

第四　豫備金支出ノ方法ヲ明ニシ其ニ歳入不足補充ノ方法ヲ定メタルカ如キ（第八条第九条第十四条）

第五　歳入金納入ニ付キ義務解除ノ方法ヲ明ニシ併ヲ右納入金検証官吏ノ制ヲ設ケ納入ノ検査ヲ嚴ニセル如キ（本法第十二条）

第六　仕拂命令発行ノ方法ヲ嚴ニシ而シテ現金前渡ノ方法ニ条地ヲ与ヘタル如キ（本法第十七条第十八条第十九条）

第七　年度開始前ニ係ル支出ノ方法ヲ定メタルカ如キ
（本法第二十条）
第八　定額繰越ニ制限ヲ設ケ及定額戻入ヲ嚴ニシタル
如キ（本法第廿四条第二十五条第二十七条）
第九　債主権消滅ノ期限ヲ定メタルカ如キ（本法第二十
八条第三十条）
第十、官有財産ノ賣却譲与及政府ノ工事及物品取引ノ
取締リ嚴ニシタル如キ（本法第三十一条第三十二条第
三十三条）
第十一　金銭及物品ヲ取扱フ所ノ官吏ノ責任身元保証
及財産先取ノ制ヲ設ケタルカ如キ（本法第三十四条第
三十六条第三十九条）

第十二　仕丁命令官ト現命取扱官トノ職務區分ヲ嚴ニ
シ又歳入出ノ事務ニ関係スル官吏ノ責任ヲ明ニシタ
ルカ如キ（本法第三十七条第三十八条）
第十三　特別會計ノ基礎ヲ置キタルカ如キ（本法第四十条）
第十四　国庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ委托スルヲ明ニ
シタルカ如キ（本法第四十一条）
以上是レナリ

會計法

第一章　總則

第一条　政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歳出ノ出納ニ関スル事務ハ翌年度九月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

○説明　本條第一項ハ政府ノ會計ハ必ス十二月ヲ以テ一期ト為スヘキヲ規定シタルモノニシテ現今ノ制ト異ナル所ナシ

本条第二項ハ一會計年度ノ會計ヲ整理スヘキ猶豫期限ヲ定メタルモノニシテ現今ノ制ニ比スレハ三ケ月ヲ短縮シ六ケ月ト為セリ○本項ニ九月

三十日マテニ出ダシトアルハ国庫ノ出納ハ一時ニ閉鎖シ得ヘキニアラス先ツ地方ノ小金庫ヨリ漸次ニ閉鎖シ此日ニ至テ中央金庫ヲ閉鎖スルノ順序ナルヲ以テ其意ヲ含マシムルナリ

第二条　租税及其他一切ノ賊源ヨリ収納スルモノヲ歳入トシ収税費其他一切ノ経費トシテ仕拂フモノヲ歳出トシ歳入歳出ハ総テ一般ノ歳計ニ編入スヘシ

各年度ニ於テ決定シタル経費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ属スヘキ経費ノ仕拂ニ充テ又各年度ニ属スヘキ収入ヲ以テ他ノ年度ニ属スヘキ経費ノ仕拂ニ充ルヿヲ得ス

○説明　本条第一項ハ歳入ト歳出トノ成立ノ明ニシ歳入出共ニ悉皆歳計ニ掲ケ一モ洩スヘカラサルコトヲ定メタルナリ○本項ニ収税費其他云々トアリ殊更ニ収税費ヲ掲出シタルハ豫算調製上収税費ヲ歳入中ヨリ引去リ單ニ歳入ノ純計ノミヲ示スノ計算アリ此計算ハ甚タ弊アルヲ以テ本法ニ於テハ此計算ニ據ラス歳入出ノ総計ヲ豫算ニ掲クルヿヲ明ニセンカ為ナリ

本條第二項ハ甲乙両年度ノ會計ヲ混同スヘカラサルヿヲ定メタルモノナリ

第三條　名義ノ如何ヲ問ハス法律ヲ以テ定メラレサル特別ノ資金ヲ所管スルヲ得ス又財産目録ニ載セタル備品及不動産ヲ動産ヲ所管スルヲ得ス

○説明　財産目録ハ各廳所管ノ備品及不動産ヲ明

細別記シタルモノヲ云フ此目録ハ大藏省及會計
検査院ノ官有財産ヲ監理スルニ欠クヘカラサル
モノナリ○備品トハ椅子等備付ノ品ヲ云フ筆紙
墨薪炭油等備付ニアラサル物品ハ別ニ監理ノ規
則アルヲ以テ本條ニ掲ケス（本條第三十四条等ニ
十五条第三十二条ヲ参照セヨ）

第四條　名義ノ如何ヲ問ハス法律ノ効力ニ據ラスシテ租
税賦役ヲ課スルヲ得ス但シ手數料ノ類ハ命令ヲ以テ之
ヲ課スルヲ得

○説明　本条ニ租税ト云ハハ一般國民ノ義務トシテ
課スル所ノ金錢物品ヲ云ヒ賦役トアルハ一般國
民ノ義務トシテ課スル所ノ勞力ヲ云フ又手數料ハ
アルハ版權登録料商標登録料海外旅行券手數料
博覧会入場料等政府カ別ニ強迫スルニアラスシ
テ或ル人民ニ對シ或ハ手數ヲナシタルカ為メニ
收ムル所ノモノヲ云フ

第二章　豫算

第五条　政府ハ歳入歳出ノ総豫算書ヲ前年度十二月一日
マテニ帝國議會ニ提出スヘシ

○説明　本条豫算書提出ヨリ年度開始マテ中間四ケ
月ノ余裕ヲナス帝国議會ハ此四ケ月間ニ於テ豫
算ヲ議定シ得ヘキ見込ナリ

第六条　歳入歳出ノ總豫算書ニハ左ノ文書ヲ添附スヘシ
各省ノ豫定経費要求書

其年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ總計算書

○説明　各省ノ豫定経費要求書トハ各省ニ於テ毎年度ニ要スル経費額ヲ豫算シタル計算書ナリ此計算書ヲ集合シテ大蔵省ハ總豫算書ヲ作ルナリ故ニ総豫算ノ明細内訳ヲ見ル為メ此要求書ノ提出ヲ必用トス

其年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ總計算書トハ例セハ二十三年十月ニ帝國議會カ會ヲ会合スルモノトセハ二十三年三月三十一日ニ終リタル會計年度ハ即チ二十二年度ナリ此年度ハ二十三年九月三十日ヲ以テ出納ヲ閉鎖シタルモノナレハ此年度ノ歳入出計算ハ議會カ二十四年度

(二十三年度ハ現ニ開キヲアル年度ナリ)ノ豫算ヲ議スルニツキ比準ヲ取ル為メ最モ必ス用ヰリトスル而ヲ此二十三度ノ決算ハ尚ホ二年余ヲ経サレハ調製濟トナラサルヲ以テ該年度ノ総計算書ヲ作リ之ヲ提出スルナリ此總計算書ハ國庫ノ帳簿ニヨリ歳入出ノ現計ヲ掲クルモノナレハ決算書ノ計算トハ素ヨリ増減アルハカリ大ナル差異ハフキモノトス

第七條　総豫算書ノ科目ハ政府ノ定ムル所ニ據ルヘシ

○説明　科目トハ各省ノ経費ヲ分類シタルモノニシテ此総豫算書ノ科目ハ一科目毎ニ帝国議會ノ議決ヲ要スルモノトス

第八條　豫算定額ノ避クヘカラサル不足ヲ補充スル為メニ豫備金ヲ置キ之ヲ左ノ二項ニ分ツ

法律ノ執行ヨリ生シタル義務ノ経費ヲ支辨スヘキ第一豫備金

豫期スルヲ得サル必要ノ経費ヲ支辨スヘキ第二豫備金

○説明　法律ノ執行ヨリ生シタル義務ノ経費トハ恩給年金死亡賜金ノ類ヲ云フ豫期スルヲ得サル必要ノ経費トハ天災等臨時事變ニ係ル経費ヲ云フ

第九條　第一豫備金ノ支出ハ大藏大臣之ヲ定メ第二豫備金ノ支出ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ム

第一豫備金ヲ以テ支出スヘキ経費ノ種類ハ毎年度總豫算書ニ附記シテ之ヲ示スヘシ

第十條　豫備金ヲ以テ支辨シタル費途ハ年度経過後ノ帝國議會閉會ニ於テ其承諾ヲ求ムヘシ

第三章　收入

第十一條　各年度ノ歳入ハ現行有効ナル法律命令ニ從ヒ之ヲ徴收スヘシ

第十二条　歳入金ヲ金庫ニ納入スヘキハ金庫ハ其目的ヲ記入シタル別符附ノ領收証ヲ発スヘシ

右ノ領收証ハ納入ノ政府ニ對スル義務ヲ解除スル証書トナルモノトス但右領收証ハ係リ官吏ニ於テ別符ヲ切離シ検印ヲナスニ非サレハ其効ヲ有セス

○説明　本條ハ納人ノ義務解除ノ方法ヲ定メタルモノナリ○別符附ノ領収証トハ出納上トノ用語ニシテ数枚連続シ割印ヲ以テ偽造ヲ防キ渡人受取人双方ニ各一枚ヲ留メ置ク様ニ作リタル證書ナリ

本條第二項但書係リ官吏トハ右但書ノ職務ヲ行フ為メ置カレタル官吏ト云フニシテ此官吏ハ則チ歳入金ノ賦課ヲ掌ル所ノモノナリ抑モ納人ノ義務ハ歳入ノ賦課シタルモノニ対シテ納入ハ果シテ自己カ賦課シタル通リ相違ナク現金ヲ金庫ニ納入シタルヤヲ認メ初メテ解除ヲ與フルモノナリ故ニ本条第二項但書ノ手続ヲ要スル且又政府カ

單ニ金庫ノ報告ノミニ依頼スルトキハ金庫カ告クルニ実ヲ以テセサルトキハ恐ルヘキ弊ヲ生スヘシ故ニ係リ官吏ノ報告ト金庫ノ報告ト両様ノ報告ニヨリ其弊ヲ防カントスルナリ

第十三条　他ニ法律ヲ以テ定メタルモノヽ外歳入未納金其政府ニ對スル負債ノ全部又ハ一部分ノ棄捐若クハ延納許可ヲ要スルトキハ勅令ヲ以テ之レヲ定メ年度経過后ノ帝国議會開會ニ於テ之ヲ報告スベシ

○説明　法律ヲ以テ棄捐若クハ延納ノ事ヲ定メタルモノハ其定ムル所ニヨル其法律ノ規定ナキモノハ必ス一ト勅裁ヲ経テ處分シ後ニ之レヲ帝國議會ニ報告スルモノトシ其事ノ濫リニ行ハレサル

様ニ為シタルモノナリ

第四章　支出

第拾四條　毎年度各省ノ経費ニ充ル所ノ定額ハ政府ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ但シ天災其他臨時事変ノ為メ歳入徴収高ノ豫算ニ達セス若シクハ豫算外臨時支出ノ需カリシ為メニ豫備金ニ不足ヲ生シタルトキハ一時大蔵省証券ヲ発行シテ其不足ヲ補フヿヲ得

○説明　本条ニ各省トノミアリテ閣院廳等ノ名称ナシ之ハ以等諸官廳ノ経費ハ但今大蔵省ニ於テ直管と誤有ノ豫算ニ編入スルノ見込ナルヲ以テナリ

第十五条　各省大臣ハ各省ノ為メニ設ケラレタル各項ノ定額ニ超過シテ経費ヲ使用スルヲ得ス

各省大臣ハ豫算書ヲ以テ定メタル目的ノ外ニ経費ヲ使用シ又豫算書ニ特ニ許可スルモノヲ除クノ外各項ノ定額ヲ彼此流用スルヿヲ得ス

各省大臣ハ其所管ニ属スル収入ヲ以テ経費ニ差継キ使用スルヿヲ得ス

○説明　本条ニ各項ノ定額トアル各項トハ第七条ニ於テ説明セル総豫算書ノ科目即チ議決科目ヲ云フナリ

第條　第三項ニ経費ニ差継トハ出納上ノ用語ニシテ例セハ破損シタル椅卓ヲ賣却シ其代金ハ歳入ニ編入シテ國庫ニ納ムヘキヲ納メスシテ之ヲ以

ヲ直ニ椅卓ヲ新調スル如キヲ云フ

第十六條　各省大臣ハ土地家屋ノ侵入及特ニ法律ヲ以テ許可セラレタル場合ヲ除クノ外ハ一年度ノ外ニ渉リ経費ノ支出トナルヘキ契約ヲナスヲ得ス

○説明　一年度ノ外ニ渉リ経費ノ支出トナルヘキ契約ヲ為ストハ例セハ某官廳カ某鑛山ト十ケ年間毎年何百頓ノ石炭ヲ買入ルノ契約ヲ結フカ如キ云フ總テ此此契約ハ一年毎ニ取結ハシメテ支務上差支ナキモノニナラス會計上ノ禁ヲ且ツ豫算ハ通常一年度毎ニ定額ヲ許可スルノ精神ナルヲ以テ本條ノ制限ヲ設ケタルナリ

土地家屋ノ侵入ハ永期ノ契約ニ非シハ実際不便且不利益ナルヲ以テ特ニ数年ニ跨ルヲ許ス

恩給ヲ附与スル如キ終身官ヲ任命スル如キ其他支業ノ大ナルモノハ経費ノ数年ニ跨ルモノ多シト雖ト之レ等ハ法律ノ規定アルヲ以テ差支ナキナリ

第十七条　各省大臣ハ其所管経費ヲ使用スル為ヲ國庫ニ向フテ仕拂ノ命令ヲ發スヘシ

○説明　所管経費ハ各省大臣ノ權限ニ属スル事務ノ費用ヲ云フ

仕拂ノ命令ヲ発ストハ各省大臣カ一箇人ニ向テ仕拂ヲ為スヤ金若干何々ノ為メニ何ノ誰ヘ仕拂フヘキ旨ヲ國庫ニ命スルナリ蓋シ各省大臣ハ

豫算ヲ以テ毎年其使用ト得ヘキ定額ヲ附スセラ
ルヽト雖モ現金ハ一切国庫ノ所管ニ属シ各省大
臣ノ手モトニ在ラサルヲ以テ入用ノ都度金令ヲ以
テ仕払ヲ為スヿヲ
第十八條　国庫ハ法律規則ニ支スル仕払ノ金令ニ対シテ
仕払ヲナスヿヲ得ス
第拾九條　各省大臣ハ直接ニ政府ノ正当ナル債主若クハ
代理人ノ為メニスルニ非サレハ仕払ノ金令ヲ発スルヘ
カラス
右ノ諸項ニ係ル経費ハ関係ノ官吏ニ現金前渡ヲナスヘ
キ金令ヲ発スルヿヲ得
第廿　軍隊及艦隊ニ属スル経費

第二　左ノ各廳ノ経費
第三　前項ノ外總テ外國ニ於テ仕払ヲナス経費
第四　運輸通信ノ便少キ内國ノ地方ニ於テ仕払ヲ為
ス経費
第五　各官衙ノ廳中常用雑費ニシテ一ケ年ノ費額五
百円ニ満サルモノ
第六　場所ノ一定セサル支拂所ノ経費
第七　各廳ニ於テ直接ニ従事スル工事ノ経費但一理
事官毎ニ三千圓ヲ限ル
○説明　本案第二項ノ現金前渡云々トハ既ニ第拾七
条ニ於テ説明セル如ク現金ノ仕払ハ總テ国庫ノ
直接ニ取扱フノ原則ナレトモ本条第二項ノ第四ヲ

り第七ニ至ル場合ハ国庫ニ於テ取扱ヲ為サント
スルトキハ反テ費用ヲ要スルヲ以テ穏ヤカニ
筭ヲ以テ現金ヲ主任官吏ニ交付シ仕払済ノ後チ
決算ヲ為サシムルヲ此現金ノ交付ヲ受タル所
ノ官吏ハ素ヨリ故府ノ正当ナル債主ニ非サレ共
国庫ヨリ現金ヲ払出スヿ平続ハ同様ナルヲ以テ
国庫ハ各省大臣ノ命令アルニアラサレハ払渡サ
ヽルヿナリ
本条第二項ノ第五ニ当用雑費トアルハ官吏ノ俸
給等ハ各々其軍ニ日用ノ雑費ヲ設ツヿナリ其金額
ヲ五百円ト定メタルハ現金ヲ交付スルノ危険ト
出納ノ費用トヲ参酌シテ筭出セルナリ

○同第六ハ測量等ノ為メ臨時ニ設ケタル出張所
ニシテ時々場所ヲ移転スルカ為メ出納所ヲシテ
仕払ヲ為サシムルヲ不便トスルモノナリ○同第
七第八各廠ニ於テ特別ノ事情ニヨリ諸負ヲ以テ
工事ヲ為サシメスシテ自ラ技師ヲ雇ヒ工夫ヲ使
役シテ工事ニ従事スルトキハ日々ノ賃銭等小口ノ仕
払ヲ以テ之ヲ為メ一々国庫ニ向テ仕払ノ命
令ヲ発スルハ其煩ニ堪ヘス故ニ理事官ヲ定メ此
者ニ責任ヲ負ハシメ現金ヲ交付シ仕払済ノ後チ
決算ヲ為サシムルヿナリ其金額ヲ三千円ト定メタ
ルハ各国ノ規則ト我国ノ事情トヲ参酌シテ筭出
シタルナリ

第九條　前條第一項ニ掲ケタル經費中必要止ムヲ得サルモノニ限リ年度開始前六ヶ月以内ニ於テ豫算ヲ發スルコトヲ得但其年度任拂ノ豫算決定前ニ在リテハ恒例ニ係ル經費及法律ニ據リ任拂フヘキ經費ノ外豫算スルヲ得ス

○説明　本條ハ航海中新年度ニ移ルトキ若クハ四五箇月ヲ要シ若クハ氷雪ノ為メ各冬期交通ヲ絶ツ如キ場合ニ於テ必用トス

第五章　決算

第二十一条　歳入歳出ノ総決算書ハ會計検査院ノ検査ヲ経テ年度後満三ヶ年内ニ政府ヨリ之帝國議會ノ通常會ニ提出スヘシ

第二十二条　歳入歳出ノ総決算書ニハ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一　各省決算報告書

第二　國債明細書

第三　官有財産計算書

第四　特別會計計算書

第六章　歳入残余、定額繰越、年度後収支、定額戻入及期満失權

第二十三条　各年度ニ於テ歳入ニ残餘アルトキハ其翌年度ノ歳入ニ編入スヘシ

○説明　歳入ニ残余ヲ以テ差替歳ヲ支辨シ尚ホ残余ヲ生シタル場合ナリ

第二十四条　一年度内ニ竣功スヘキ工事ニシテ遅延スヘカラサル事故ノ為ニ竣功遅延シ年度内ニ債主ニ対シ支出ヲ終ラサリシ経費額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルヲ得

○説明　債主ニ対シ支出ヲ終ラサリシ云々トハ債主ニ対シ負債ノ精算ヲナシ仕払ノ命令ヲ国庫ニ向テ発スル手続ヲ終ラセサリシヲ云フ

第二十五条　数年ヲ期トシテ竣功スル工事ニシテ其定額ヲ毎年度ノ豫算ニ於テ許可スルモノハ毎年度ノ使用残額ヲ竣功豫算ノ年度マテ順序繰越シ使用スルヲ得

第二十六条　出納ノ閉鎖シタル年度ニ属スル収入ヲ徴収シ又ハ其徴収シタル現年度ノ歳入ニ編入スヘシ

各年度ニ於テ契約済トナリタル経費ニシテ支出ヲ命令スヘキ期限内ニ命令シ能ハサリシモノハ支出年度ノ歳出トナスヘシ

第二十七条　誤払過渡トナリタル金額ノ返納及一切ノ豫算外ノ収入ハ総テ現年度ノ歳入ニ編入スヘシ但法律命令ニ依リ前金渡概算渡繰替払ヲナシタル場合ニ於テハ返納金ハ各之ヲ仕払ヒタル経費ノ定額ニ戻入ハ、ヲ得

○説明　豫算外ノ収入トハ盗難雑償金ヲノ如キ豫算ニハ見積ラサルモ正当ニ政府ニ所属スル収入ヲ云フナリ○前金渡トハ本法第三十三条但書ノ場合ノ如ク未タ事ノ出来上ラサル前ニ仕払ヲ為ス

モノヲ云フ○概算渡トハ経費ノ額精密ニ豫定シ
難キヲ以テ代テノ見積リヲ以テ現金ヲ渡シ置キ
後ニ精算ヲ為サシムルモノヲ云フ○繰替払トハ
例セハ在外公館ニ於テ本邦ノ或官廳ノ依頼ニヨ
リ物品ヲ買入ルヽトキハ一時右公館ノ定額ヲ以
テ仕払ヲ為シ追テ右官廳ヨリ該公館ニ代金ヲ払
戻ス如キヲ云フ○定額ニ戻入ルヽトハ右前金渡
幷渡繰替払ヲ為ストキ一旦定額ヨリ払出スモ前
ノ不用トナリ又ハ精算ノ上残余アリ又払戻ノ為
メ返納金アルトキハ原ノ定額ニ組入シ更ニ他ノ費
用ニ供スルヿヲ得セシムルヲ云フ
前金渡概算渡繰替払ハ会計上弊ヲ生シ易シ又

定額戻入ハ其手数煩ハシキヲ以テ特ニ法律命令
ニヨリ定メラレタル場合ニ限リ之ヲ許スヿヲ
第二十八條　政府ノ負債ニシテ其所属年度経過後満五ケ
年以ニ債主ヨリ支出ノ請求ヲナサヽル仕払ノ請求ヲナサヽ
ルモノハ期満失権トシテ政府ハ其負債義務ヲ免ルヽ
ノトス但特別ノ法律ヲ以テ期満失権ノ期限ヲ定メタル
モノハ其定ムル所ニ依ル
○説明　本条ニアルヽ支出トハ仕払命令ヲ発スヽヲノ
手続ヲ云ヒ仕払トハ命令ニ対シ現金ヲ交付スル
ヿヲ云フ○本條ニ定メタル期満失権ノ期限ハ各
国会計法ニ定ムル所ヲ参酌ス○本條但書特別ノ
法律トハ現行法令中ニ在テハ郵便条例第百二十

五条第百二十六条第百二十七条第百四十七条官更恩給令第二十六条陸軍及海軍恩給令第八条ノ二項整理公債条例第十四条海軍公債条例第九条就旧公債証書条例第五条第五節大蔵省証券條例第八条ヲ云フ

第二十九条　政府ノ所為又ハ訴訟事件ニ妨ケラシ支出若クハ仕払ノ請求ヲナス能ハサルトキハ前条ヲ適用セス但其事故終リタルトキハ其時日ヨリ起算シテ仍前条ニ依ル

第三十条　政府ニ納ムヘキ収入金ニシテ其所属年度経過後満五ケ年以ニ納入ノ告知督促ヲ受ケサルモノハ納入ノ義務ヲ免ルヘシ但特別ノ法律ヲ以テ期満得免ノ期限ヲ定メタルモノハ其定ムル所ニ依ル

○説明　本条但書特別ノ法律ハ現行法令中ニ左ノ如キヲ云フ

地租条例第二十五条ノ如キヲ云フ

第七章　官有財産ノ売却譲與

第三十一条　官有財産ノ売却譲与及交換ハ帝国議会ノ議決ヲ経ヘシ但永久ノ官有財産ト定メタル動産不動産ニ係ルモノハ此限ニアラス

○説明　本条但書ニアル永久官有財産ノ制度ハ別ニ法令ヲ以テ之レヲ定ムル見込

第八章　政府ノ工事及物品ノ取引

第三十二条　他ニ法律ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物品ノ取引ハ總テ公告シテ競争ニ付スヘシ但左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルヲ得

ヘシ

第一　一人ニテ専有スル物品ヲ買入又ハ借入ルヽヿ

第二　秘密ニスヘキ支情アルヿヲ要スル物品ヲ買入又ハ借入ルヽヿ

第三　非常急遽ノ際工事及物品ノ買入借入ヲナスヿ

競争ニ付スル暇ナキヿ

第四　特別ノ性質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ産出製造ノ場合所又ハ生産者製造ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルヿ

第五　特別ノ技術家ニ属スル美術工藝品及機械ノ買入ルヽヿ

第六　土地家屋ヲ買入シ又借入ルヽニ当リ特別ノ状況ニ由リ競争ニ付シ難キヿ

第七　競争ニ付スルモ競争者無キヿ又ハ競争者アルモ其價格政府ニ於テ豫定トシタル制限ニ達セサルヿ

但此場合ニ於テハ競争ニ付スル為メ豫メ定メタル箇條及價格ノ制限ヲ変更シテ政府ノ利益ヲ偏フヿヲ得ス

第八　同一ノ契約者ニ対シ一年度内五百円ヲ超ヘサル工事及物品ノ買入借入契約ヲ為スヿ

第九　同一ノ契約者ニ対シ一年度内見積價格貳百円ヲ超ヘサル動産ヲ賣拂フヿ

第十　毎年ノ見積収入百円ヲ超ヘサル土地家屋及地ノ不動産ヲ六ヶ年以内ノ年限ニテ貸付ルヿ

第十一　軍馬ヲ買入ルヽヿ

第十二　試験ノ為ナニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ルヽヿ

第十三　慈恵ノ為メニ設立セル救育所ノ貧民ヲ傭役シ及其生産又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ルヽヿ

第十四　囚徒ヲ傭役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ルヽヿ及政府ノ設立ニ係ル畧工業場ヨリ直接ニ其生産又ハ製造物品ヲ買入ルヽヿ

第十五　囚徒ノ製造物品及政府ノ設立ニ係ル畧工業場ノ生産又ハ製造物品ヲ賣拂フヿ

○説明　本条ニ他ニ法律云々トアルハ徴発令公用土地買上規則ノ類ヲ云フ○取引トアルハ賣買貸借ヲ云フ○隨意ノ約定トアルハ相對ニテ取極メヲ為スヲ云フ

本条第四條特別ノ性質又ハ特別使用ノ目的云々トハ物品ニヨリ産出製出ノ場合所ニ限アルモノ又ハ一般ニ産出製出スル物品ニテモ使用ノ目的ニヨリ或ハ地方ニ産出シ又ハ或製造所ニ於テ作シルモノヲ最モ適当トスルモノヲ云フ

本條第五ハ精巧ノ美術工藝品及機械ニシテ或技術家ニ注文スルニアラサレハ出来サルモノヲ云フ

本条第六ノ特別ノ状況トハ住地廣狭ヲ云フ

本条第八第九第十ハ金額小ニシテ競争ノ手続ニ

ヨルトキハ仮ヲ費用多クシテ利益少キ場合ナリ○第八ハ五百円以上ノ経費ハ皆ナ競争ニ付スヘキモノナリ假令ヒ種々ノ経費ニテモ同年度内ニ合シテ五百円ニ上ルモノヲ同年度内ニ同一ノ契約者ニ請負ハシメントスルトキハ必ス競争ニ付セサルヘカラストヒフヲ定メタルモノナリ○第九ハ貳百円以上ノ價格アル動産ノ賣却ハ皆競争ニ付セサルヘカラス假令ヒ種々ノ動産ニテモ同年度ニ合シテ貳百円ニ上ルモノヲ同年度内ニ同一ノ契約者ニ賣拂ハントスルトキハ必ス競争ニ付セサルヘカラストヒフヲ定メタルモノナリ○第十見積收入ト雖ト土地家屋其他不動産ヲ貸付ルニヨリ生スル賃料ヲヒフ

本条第十五条ノ賠償皆ノ求ニ応シ商賣品ヲ賣捌ノ場合ニシテ素ヨリ競争ニ付スヘカラサル場合ナリ

第三十三条　工事及物品ノ取引ヲ為スニ当リテハ既済ノ事業及既納ノ物品ニ對シ支出ヲナシ決シテ前拂ヲ行フヘカラス但前条第十条三項ノ場合若クハ信用確実ナル商人商社ノ習慣トシテ前金ヲ受取ラサルハ工事或ハ物品供給ヲ為サヽンモノト約定シタル場合若シクハ軍鑑兵器彈藥ノ製造ヲ注文スルトキハ此限ニアラス

○説明　既済ノ事業及既納ノ物品ニトハ事業ノ出来上リ又ハ物品ノ納済ナリ政府ノ負債義務確定シ

タルモノヲ云フ

第九章　會計官吏

第三十四条　政府ニ屬スル金錢ノ出納若クハ物品ノ出入ヲ掌ル所ノ官吏ハ其金錢若クハ物品ニ付テ一切ノ責任ニ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第三十五条　前条ノ官吏其金錢若クハ物品ヲ失ヒ又ハ盜マレタル場合ニ於テ其保管上自己ノ過失ナリ相当ノ防衛ヲ尽サヽルヨリ出ツル事実ヲ會計檢査院ニ證明シテ責任解除ノ判決ヲ受ルニ非サレハ其負擔ノ責ヲ免ルヽヿヲ得ス

第三十六条　金錢ノ出納又ハ物品ノ出入ヲ掌ルニ付キ身元保証金ヲ納ムルヿアルヿヲ定ムヘシ

身元保証金ヲ納ムヘキ官吏ハ其手続ヲ為シタル後ニアラサレハ職ニ就クヿヲ得ス

第三十七條　仕払命令官財務行政官ノ職務ハ金錢出納ノ職務ト相兼ヌルヿヲ得ス

○説明　仕払命令官トハ国庫ニ向テ仕払ノ命令ヲ発スル權ヲ有スル官吏ニシテ各省大臣又ハ各省大臣ヨリ仕払命令発行權ノ分任ヲ受ケタル官吏ヲ云フ

財務行政官トハ間接又ハ直接ニ歳入出ノ変務ヲ取扱フ官吏ニシテ現今ノ制ニテハ各會計主務官北海道廳長官府縣知事陸軍長官郡区長ヲ云フ

右仕払金令官及財務行政官ハ自ラ仕払ノ命令ヲ受シ若クハ歳入出ノ事務ヲ取扱フモ現金ハサシ
モ取扱フヿヲ許サス其現金ヲ取扱フ官吏ハ第三
四条ノ指定条第三十六条及第三十九条ノ指定ヲ
受クル所ノ官吏ニ限ルヘシ此官吏ハ他ノ命ヲ受
ケテ現金ヲ収支スルノミニテ如シモ自働ノ力
ナキモノナリ歳入出ノ事務ヲ扱フ官吏ト現
金ヲ扱フ官吏トヲ全ク區分シタル会計上ノ検
束ニ最モ必用ナリトス
本条ニ物品ノ出入ヲ掌ル所ノ官吏ノ職務ヲ兼行
スルヿヲ禁セサルモノハ物品會計ノ事タル現金
ノ會計トハ大ニ事情ヲ異ニスル所アリ現金會計

ノ規則ト全ク同一ニ為スヘカラサルヘシ
第三十八条 歳入ノ徴収若クハ経費ノ支出ヲ掌ル所ノ官
吏ハ其取扱フ所ノ事務ニツキ一切ノ責任ヲ負ヒ會計検
査院ノ検査判決ヲ受クヘシ而シテ其故意又ハ過失怠慢
ニ由リ政府ノ損失ヲ生シタルトキハ總テ私財ヲ以テ其金
額賠償ヲ負フヘシ
○説明 本条中歳入ノ徴収及経費ノ支出ヲ掌ル所ノ
官吏トハ直接ニ徴収若クハ支出ノ事務ニ従事ス
ル官吏ヲ指スモノニシテ現今ノ例ニ據レハ歳入
中租税ニ於テハ郡長更又其他ノ収入及経費ニ於
テハ各会計主務官ヲ指ス其區分細目ニ至テハ別
ニ勅令ヲ以テ之ヲ規定スヘキ見込ナリ

第三十九条　第三十四條第三十八条ニ據リ責任ヲ有スル官吏ノ財産ニ對シ政府ハ先取ノ権ヲ有ス

○説明　本条ハ政府ノ損失ヲ豫防スルノ目的ニ出ヅルモノニシテ各国會計法ニ定ムル所ノ例ニ據リタルモノナリ

第十章　雜則

第四十条　事務ノ性質ニ由リ一般ノ歳計ニ編入セス特別ノ會計ヲ立ツルヲ必要トスルトキハ法律ヲ以テ定ムヘシ其會計規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○説明　本条ハ備荒儲蓄金ノ如キ豫金局ノ預金ノ如キ諸学校及諸官業廳ノ如キ類ハ其経済ヲ政府一般ノ経済ヨリ分離シ別ニ會計ヲ立ツヘキ便トスルヲ以テ如此ノ類ハ法律ヲ以テ経済分離ノ許可スルヲ定メタルナリ

第四十一条　国庫金ノ取扱ハ期限ヲ定メテ之ヲ日本銀行ニ委托スルヲ得

第十一章　附則

第四十一条　本法施行前ニ生シタル政府ノ権利義務ノ期滿得免ノ期限ハ特ニ本法施行ノ日ヨリ起算スヘシ但特別ノ法律ニ據リ定メタルモノハ此限ニアラス

第四十二條　本法ノ条項帝国議會ニ相関渉セサル者ハ明治二十二年四月一日ヨリ施行ス其議會ト関渉セル者ハ二十三年開會ノ時ヨリ施行ス

其議會ト関渉セル者ニシテ決算ニ係ル部分ハ議會ニ於

テ豫算ノ兼諾ヲ経タル年度ノ會計ヨリ施行ス

第四十四条　本法ノ条項ト抵觸スル法令ハ各条項施ノ日ヨリ廢止ス

府縣制草案

府縣制

第一章　總則

第一款　府縣及其區域

亦二款　府縣住民及其權利義務

亦三款　府縣条例

第二章　府縣人会

亦一款　組織及選挙

亦二款　職務權限及處務規程

亦三章　府縣行政

亦四款　府縣参事会

亦二款　府縣委員

亦四章　府縣ノ經濟

第五章　府県行政ノ監督
第六章　附則

府県制

第一章　総則

第一款　府県及其区域

第一条　此法律ハ府県ニ施行スルモノトス

第二条　府県ハ従来ノ如ク國ノ行政区画トシ併セテ法人ノ権利ヲ有シ府県ノ公共事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ処理スルモノトス

第三条　府県ハ其区域内ニ各郡市及島嶼ヲ統括スルモノトス

第四条　府県ノ廃置分合及府県境界ノ変更ヲ要スル時ハ関係アル府県会ノ意見ヲ聞キ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ處分ニ付キ其財産処分ヲ要スル時ハ内務大臣之ヲ定ム

郡市町村境界ニシテ併セテ府県境界ニ当ルモノヲ変更スルトキハ府県境界モ亦タ自ラ変更スルモノトス

第二款　府県住民及其権利義務

第五条　府県内ニ住居ヲ占ムル者ハ総テ其府県住民トス

第六条　府県住民ハ左ノ権利及義務ヲ有ス

一　此法律ノ規定ニ依リ府県ノ行政及代議ニ参与スル事

一　府県ノ公共営造物ニ関スル規定ニ依リ之ヲ共用シ及此法律ノ規定ニ依リ府県ノ費用ヲ負担スル事

但し特に民法上の権利義務を有するものは此限にあらず

第七条　府県住民は府県の行政及代議に関する名誉職を担任するの義務を有す左の理由あるにあらざれは名誉職を拒辞し又は任期中退職するを得ず

一　疾病に罹り公務に堪へざる者

二　営業の為め常に其住居地に居ること得ざる者

三　年齢満六十歳以上の者

四　官職の如きに府県の公務を執ること得ざる者

五　四年間無給にして府県吏員の職に任じ又は四年間府県会議員の職に居り尓後四年を経過せざる者

六　其他府県の議決に於て正当の理由アリと認むる者

前項の理由なくして名誉職を拒辞し又は任期中退職し若くは無任期の職務を執ること三年間担当せず又は職務を実際に執行せざる者は府県会の議決を以て三年以上六年以内府県の行政及代議に参与するの権を停止し且同年期間其負担すべき府県税の八分一乃至四分一を増課することを得

前項府県会の議決に不服あるときは行政裁判所に出訴することを得

第三款　府県条例

第八条　府県の公共事務に関して法律中に明文なき又は特別例を設けざることを許せざる事項は府県に於て特に条例を設けて之を規定することを得

営造物に関する規則を設くることを得

府縣条例及規則ハ法律命令ニ牴觸スルヿヲ得ス
府縣条例及規則ハ府縣ノ公風告式ニ依リ之ヲ公告スヿ
シ

第二章　府縣会

第一款　組織及選挙

第九条　府縣會ハ府縣内各郡市ヨリ選挙シタル議員ヲ以
テ之ヲ組織ス
各郡市ヨリ選スル府縣会議員定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム但各郡市ヨリシテ少クモ一人ノ議員ヲ選挙セシムヿヲ
第十条　選挙ハ市ニ在テハ市制ニ従ヒ市會ト市参事会ト
相会同シ市長ヲ会長トシテ之ヲ行ヒ郡ニ在テハ郡制ニ
従ヒ郡会ト郡ノ名誉職参事会員ト相會同シ郡長ヲ会
長トシテ之ヲ行フ
第十一条　市制町村制ノ規定ニ従ヒ府縣内各市町村ノ公
民ニシテ選挙権ヲ有スル者並ニ郡制ノ規定ニ従ヒ選挙
ニ依ラスシテ自ラ郡会議員ヲ為ル者及自ラ大地主ノ選挙
ニ参與スルノ権利ヲ有スル者ハ總テ府縣会議員ノ被
選挙権ヲ有ス
東京市京都市大阪市ヨリ選挙スル議員ハ各其市会議員
中ヨリ之ヲ選挙スヿヲ可シ
其府（東京府ハ警視廳トモ）縣ノ官吏及府縣ノ有給吏員ハ府縣会議
員タルヿヲ得ス
第十二条　府縣会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎
四年其半数ヲ改選ス

東京府京都府大阪府会議員ノ任期ハ三年トス

但東京京都市大阪市会ノ毎定期改選後直ニ其全数ヲ改選ス東京市京都市大阪市市会解散ノ場合ニ於テモ亦同シ

解任ノ議員ハ再選セラルヽコトヲ得

第十三条　議員中欠員アルトキハ可成次回ノ府縣会開会前補欠選挙ヲ行フ可シ但遅クトモ六ケ月以内ニ選挙ス可シ

第十三条　議員中欠員アルトキハ可成次回ノ府縣会開会前補欠選挙ヲ行フ可シ但遅クトモ六ケ月以内ニ選挙ス可シ（以上ハ再ビ改ニ行条）

定期改選及補欠選挙共前任者ノ選挙セラレタル郡市ニ於テ之カ選挙ヲ行フ可シ補欠議員ハ其前任者ノ残任間在職スルモノトス

第十四条　府縣会議員ノ選挙ハ府縣知事ノ告示ニ依リ之行フ可シ

第十五条　選挙ヲ終リタル後市会ニ於テ行フ選挙ニ在リテハ市長郡会ニ於テ行フ選挙ニ在リテハ郡長ハ直ニ当選者ニ其当選ノ旨ヲ告知ス可シ其当選ヲ辞セントスルモノハ七日以内ニ之ヲ申立ツ可シ

一人ニシテ数ケ所ノ選挙ニ当リタルトキハ同期内何レノ選挙ニ在ルヲモ申立ツ可シ其期限内ニ申立ツサル者ハ總テ其選挙ヲ辞スルモノト視做ス可シ

第十六条　選挙人選挙ノ効力ニ関シテ訴願セントスル

キハ選挙ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ府縣知事ニ申立ツ
ルヿヲ得
其訴願ハ府縣会之ヲ裁決ス府縣会ハ訴願ノ有無ニ拘ラ
ス議員選挙ノ効力ヲ審査裁決スルモノトス
第十七條　当選者中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルヿヲ
発見シ又ハ就職後其要件ヲ失フ者アルトキハ其人ノ当選
ハ効力ヲ失フモノトス其要件ノ有無ハ府縣会之ヲ議決
ス
第十八条　第十六条ノ裁決又ハ第十七条ノ議決ニ不服ア
ルトキハ其選挙ヲ無効トセラレタル者及第十六条ノ
場合ニ於テ訴願ヲ為シタル者ハ行政裁判所ニ出訴スル
ヿヲ得
本条ノ訴願及ヒ訴訟ノ為ノミ其裁決又ハ議決ノ執行ヲ
停止スルヿヲ得ス
但判決確定スルニ非サレハ更ニ選挙ヲ為スヿヲ得ス
第二款　職務権限及処務規程
第十九条　府縣会ハ其府縣ヲ代表シ其法律ニ準拠シテ府
縣ニ関スル一切ノ事件並従前特ニ委任セラレ又ハ将来
法律勅令ニ依テ委任セラルヽ事件ヲ議決スルモノトス
第二十条　府縣会ノ議決スヘキ事件ハ左ノ如シ
一　府縣条例及規則ヲ制定並ニ改正廃止スル事
二　府縣ノ歳入出豫算ヲ定メ豫算外ノ支出及豫算超過
ノ支出ヲ認定スル事
三　決算報告ヲ認定スル事

四　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外手数料及府県税ノ賦課徴収法ヲ定ムル事

五　府県有ノ不動産ノ賣却譲渡ト並質入書入ヲ為ス事

六　歳入出豫算ヲ以テ府県参事会ニ委任シタルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為ス及権利ノ棄却ヲ為ス事

七　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外府県有ノ財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事

八　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外府県ノ吏員ヲ設ケ其員数給料及退隠料並選任法ヲ定メ又必要アルトキハ府県吏員ノ身元保証金ヲ徴シ並ニ其金額ヲ定ムル事

但警察官吏及司獄官吏ハ府県会吏員ニ属セサルモノトス

第廿一条　府県会ハ法律勅令ニ依リ其職権ニ属スル選挙ヲ行フ可シ

第廿二条　府県会ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ陳述ス可シ

府県会ハ其全府県又ハ一部分ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ監督官廳ニ差出スヲ得

第廿三条　府県会ハ府県内ノ郡若クハ市ニシテ公法上負担ノ義務ヲ尽シ又ハ公益ノ為メニスル事業ノ費用ヲ負担スヘキ資力ナキ事実アルトキハ府県ノ費用ヲ以テ相当

ノ補助ヲ與フルヿヲ得

第廿五条　府県会ハ府県知事ヲ以テ議長ト為ス知事故障アルトキハ為メ府知会ハ初回ノ通常会ニ於テ豫メ議員中ヨリ議長代理一名ヲ互選ス可シ

矣書係ニアリ且又ハ議長代理ノ任期ハ其議員ノ任期ニ従フ其改選ハ毎定期選後ノ初会ニ於テ之ヲ行フ

議長及代理者共ニ故障アルトキハ府県会ハ年長ノ議員ヲ以テ議長ト為スヘシ

第廿六條　府県参事会員ハ府知会議員タラサル者ト雖モ府知会々議ニ列席シテ議事ニ参與スルコトヲ得但議決ニ加ハルコトヲ得ス

第廿七条　府県会ハ毎年一回秋季ニ於テ通常会ヲ開ク可シ其他府県知事ニ於テ特別ノ必要アリト認ムルトキハ其事件ニ限リ臨時会ヲ開クコトヲ得其會期ハ毎會七日以内トス

府県会ハ府県知事之ヲ招集ス其招集状ヲ発シ且会議ノ事件ヲ告知スルハ会議ノ拾四日前タルヘ可シ但急施ヲ要スル場合ニ於テハ三日前ニ告知スルモ妨ケナシ

府県会々期ハ府県知事之ヲ開ク

府県会参事会員ハ府県会議タラサルモノト雖モ本条第二項ノ例ニ依リ之ヲ府県会々議ニ招集ス可シ

第廿八条　府県会ハ議員半数以上出席スルニ非サレハ議決スルヿヲ得ス但同一ノ議事ニ付開会再回ニ至ルモ議員猶其半数ニ満タサル時ハ此限ニ在ラス

第廿九条　府県会議員ニ関係ナキ事件ヲ府県会々議ニ提出セントスルトキハ其府県ノ経費ニ関係

スルモノハ議員三分ノ一以上賛成ヲ要シ其他ノ事件ハ
五名以上ノ賛成ヲ要ス

第卅条　府縣会ノ議決ハ可否ノ多数ニ依リ之ヲ定ム可否
同数ナルトキハ議長ノ可否スル処ニヨル

第卅一条　何人ト雖モ自己及其父母兄弟若クハ妻子ノ一
身上ニ関スル事件ニ付テハ府縣会ノ議事及議決ニ加ハ
リヲ又ハ議長トナルコトヲ得ス

第卅二条　府縣会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ郡制第六條第四
ニ依リ第七ニ至ル規定ニヨルベシ
前項ノ選挙ニハ府縣会ノ議決ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用
フルヿヲ得

第卅三条　府縣会ノ会議ハ公開ス但議事ニ依リ仮会議ノ
議決ヲ以テ傍聴ヲ禁スルヿヲ得

第卅四条　議長ハ議事ノ順序ヲ定メ各議員ニ事務ヲ分課
シ会議及選挙ノ事ヲ總理シ其日ノ会議ヲ開閉並ニ延会
シ議場ノ秩序ヲ保持スル者シ傍聴者ニ公然賛成又ハ擯斥
ヲ表シ又喧擾ヲ起ス者アルトキハ議長ハ傍聴者ヲ議場
外ニ退去セシムルヿヲ得

第卅五条　府縣会ハ書記ヲシテ議事録ヲ製シテ其議決及
選挙ノ顛末並出席議員ノ氏名ヲ記録セシムベシ議事
録ハ議長及議員二名以上之ニ署名スヿヲ可シ其議員ハ会議
ノ前府縣会ニ於テ秘ヲ定メ議事録中ニ其名氏ヲ記
載シ置ク可シ
府縣会ノ書記ハ府縣知事之ヲ選任ス

第三格六条　府県會ハ其會議細則ヲ設ク可シ

第三章　府県行政

第六款　府県参事會

第三格七条　府県ニ府県参事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　府県知事

二　高等官二名

三　名譽職参事會員六名　但府県條例ヲ以テ其定員ヲ増加スルヲ得

東京府京都府大阪府ニ於テハ名譽職参事會員ヲ十二名トス

第三十八条　府県参事會員タル高等官ハ府県廳ニ奉職ス

ル高等行政官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

（外書）其他内務大臣ハ他ノ高等行政官ノ内ヨリ前項高等官ノ代理者若干名ヲ命ス

第三格九条　名譽職参事會員ハ府県會之ヲ選挙ス其他府県會ハ其代理者四名東京府京都府大阪府ニ於テハ八名ヲ選挙ス

其選挙ハ第三格二条ニ依テ行フ可シ但投票同数ナルトキハ内務大臣之ヲ決ス可シ

名譽職参事會員ハ府県會ニ被選挙權アル府県住民中年齢満三十年以上ノ者ヨリ之ヲ選挙ス参事會員ハ第格六条第三項ニ掲ケタル職ヲ兼ネタルヲ得ス郡長檢査官警察官史ハ神官僧侶他諸宗教師並ニ学校教員ハ参

事會員タルコトヲ得又其他官吏ニシテ当選シタル者セントスルトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クルコトヲ可シ

第四十条　東京府京都府大阪府参事會員及其代理者ハ其府會ノ市部議員及郡部議員ニ於テ各半數ヲ選挙スヘシ

東京府京都府大阪府ハ会ノ市部議員ニ於テ選挙シタル参事会員及其代理者中カクトモ各其半數ハ東京市京都市大阪市ハ会議員又ハ市吏員ヲ兼ネルヲ得ス

此條律ニ於テ東京府京都府大阪府会ノ市部議員トスル東京市京都市大阪市ヨリ選挙スル議員ヲ云ヒ郡部議員トアルハ東京市京都市大阪市ヲ除キ其他ノ部分ニ属スル議員ヲ謂フ

第四十一条　名譽職参事會員及其代理者ノ任期ハ四年トス任期満限ノ後ト雖ト任者就職ノ日迄在職スルモノトス

名譽職参事會員及其代理者ハ半數ヲ改撰スル東京府京都府大阪府ハ市部議員ニ於テ選挙シタル参事会員及其代理者ノ半數ト郡部議員ニ於テ選挙シタル参事会員及其代理者ノ半數トヲ改選ス若シ二分シ難キトキハ初回ニ於テ多數ノ一半ヲ解任セシム初回ノ解任者ハ終事會議長其会議ノ席ニ於テ抽籤シテ之ヲ定ム但解任者ハ再選セラルヽヿヲ得

前項ノ場合ノ外名譽職参事会員及其代理者任期中欠員アルトキハ其残任期ヲ補充スル為メ適宜府縣会ニ於テ補欠選挙ヲ行フヿヲ可シ東京府京都府大阪府ハ定期改選及補

欠選挙トモ前任者ノ選挙セラレタル市郡若クハ郡部議員ニ於テ之ヲ選挙ヲ行フ可シ

第四十三条　名誉職参事会員ノ選挙ヲ行フニハ府県参事会員ニ其勤力ノ有無ヲ議決スル者四人中其資格ヲ有セサル者ヲ発見シ又ハ就職後其要件ノ一ヲ失フ者アルトキハ其人ノ者四人ノ勤力ヲ失フモノトス

第四十四条　其事件ノ有無ハ府県参事会之ヲ議決スル本条第一項第二項ノ議決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四十五条　本条ノ訴訟ノ為メニ其執行ヲ停止スルコトヲ得ス

但判決確定スルニ非サレハ更ニ選挙ヲ為スコトヲ得ス

第四十六条　府県参事会ハ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　府県会ノ議事ニ準備シ及其議決ヲ執行スル事

但法律勅令若クハ府県会ノ議決ニ依リ別段ノ委員若クハ吏員ニ委任シタルモノハ此限リニアラス

二　法律勅令及徴入出稼業ニ依リ府県ノ公共事務ヲ管理スル事

但警察事務及監獄事務ハ法律勅令ノ規定ニ依リ府県知事之ヲ監理スルモノトス

三　府県会ノ選任ニ属スル者ヲ除クノ外府県ノ吏員ヲ選任シ其行務ヲ指揮監督スル事

四　府県ノ名誉職参事会員其他ノ吏員ニ対シテ懲戒処分ヲ行フ事其懲戒処分ハ譴責及五十円以下ノ過怠金トス有給吏員ニ対シテハ府県知事モ亦此懲戒処分ヲ行フコトヲ得

五　官廳ノ諮詢アルトキ其意見ヲ陳述スル事

六　其他此法律ニ依リテ委任セラレタル事

第四十五条　府縣参事会ノ知事又ハ其代理者高等官會員又ハ其代理者ノ内一名及名譽職会員又ハ其代理者ノ内三名出席スルトキハ議決ノ為スヿヲ得其議決ハ可否ノ多数ニ依リ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第四十六条　府縣参事会ノ議事録ニ登記スヘキ議決事件ハ之ヲ議事録ニ登記スヘシ

第四十七条　府縣参事会員及其代理者ハ自己及其父母兄弟若クハ妻子ノ一身上ニ関スル事件又ハ同一事件ニシテ他ノ資格ヲ以テ其事件ノ議決ニカヽリタルトキハ意見書ヲ陳述シ若クハ理事者代理者等トナリテ之ヲ取扱ヒタルトキハ其事件ニ付府縣参事会ノ議事及議決ニ加ハルヿヲ得ス但同一事件ニ付府縣会ノ事務ニ関係シ又ハ高等官会員及其代理者ニ於テ職務上其事務ヲ取扱ヒタルトキハ此限ニアラス

前項除名ノ為メニ参事会及其代理者減少シテ議決ヲ為スノ定数ヲ得サルトキハ府縣知事ハ臨時ニ府縣会議員中該事件ニ関係ナキモノヲ指名シ名譽職参事会ノ不足ヲ補充シテ其全数ニ満タシタル残人員ト合シテ議決ヲ為サシムヘシ

第四十八条　府縣参事会ノ職權ニ属スル事件ニシテ二府縣以上ノ所村又ハ郡市ニ交渉スルトキハ其行政ヲ司ル所ニ

行スルヲトヲ得ルモノハ同文判所ニ於テ其管轄スルヲ参
事会ヲ指定シ其他ノ事件ハ内務大臣ニ於テ之ヲ指定ス

第四十七条　東京府京都府大坂府参事会ノ職権ニ係ス
ル事件ニシテ東京市京都市大坂市ニ関スルモノ
ハ其府会市部議員ニ於テ選挙シタル名誉職参
事会員及其代理者ノ其事件ノ議ヲ及議決シ参
与シ東京市京都市大坂市外ノ所村長ノハ郡ニ
関スルモノハ郡部議員ニ於テ選挙シタル名誉職
参事会員及其代理者ノ其事件ノ議及議決ニ参与
スルモノトス

第四十八条　府県知事ハ府県参事会ヲ招集シ其会主任ノ事務ヲ指揮
監督シ処務ノ渋滞ナキコトヲ務ムベシ

府県知事ハ府県参事会ヲ招集シ之カ議長トナル知事
故障アルトキハ高等官会員之カ代理ス其間朱書ニシテ高
等官会員議長トナルトキハ其代理者一名ヲシテ会議
加ハラシムルヲトヲ得
府県ノ事ハ府県参事会ノ職権ニ係ル事件中常
務ニ係ルモノハ之ヲ専決処分シ其議事ヲ準備シ議決ヲ
執行シ外部ニ対シテ参事会ノ名ヲ以テ総テノ文書ニ
署名捺印スル但府県ニ於テ他人ニ対シ義務ヲ負
担スルヲ記名及委任状ニハ府県会若クハ府県参
事会議決ノ旨ヲ記シ知事又ハ其代理者ノ外参事
会員二名之ニ署名シ知事ノ官印ヲ捺スヲ可シ

第四十九条　急施ヲ要スル場合ニ於テ府県参事会ヲ招集スル

暇ナキトキハ府県知事ハ府県参事会ノ事務ヲ専決処分
シ次回ノ会議ニ於テ其顛末ヲ報告シ

第五十条　府県廳官吏ノ職務権限及其職務上ノ権限利
義務ハ其法律ニ依リ変更シタル者ヲ除クノ外総テ
従来ノ成規ニ依リ

第二款　府県委員

第五十一条　府県ハ府県会ノ議決ニ依リ臨時又ハ常設ノ
委員ヲ置クコトヲ得　委員ハ府県参事会ニ於テ其会員
中又ハ府県会ニ被選権アル者ヨリ之ヲ選挙ス　委員ハ名
誉職トス

第五十二条　委員ハ府県参事会ノ監督ニ属シ府県行
政事務ノ一部ヲ分掌シ又ハ営造物ヲ管理シ若シハ
監督シ又ハ一時ノ委托ヲ受テ事務ヲ処弁スルモノトス
委員長ハ委員中ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム　但府県知事又ハ
其委員ヲ受ケタル高等官ハ随時委員会ニ出席シ委
員長トナリテ議決ニ加ハルノ権ヲ有ス

第五十三条　常設委員組織及職務権限ニ関シテハ府
県条例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルヲ得

第四章　府県ノ経済

第五十四条　地方税及備荒儲蓄金ノ経済ニ属スル営造物
及財産并備荒儲蓄金徴集儲蓄及ビ支出方法ハ
該法ノ規定ニ依ル

第五十五条　府県有財産ノ売貸処分又ハ建築工事及物品
調達ノ請負ハ公ケノ入札ニ付スベシ　但シ臨時急施ヲ

要スルトキハ及入札ノ價額其費用ニ比シテ得失相償ハサルトキハ又ハ府縣会ノ認許ヲ得ルトキハ此限リニ在ラス

第五十六条　府縣有財産及営造物ハ管理ノ費用府縣ノ事務及給料退隠料諸給並其他従来法律命令若クハ慣例ニ依リ及將来法律勅令ニ依リ府縣ノ負担ト定メタル府縣会議決ニ由リ府縣公共事務ト定メタル費用ハ総テ府縣ノ負担トス

第五十七条　府縣ノ名誉職参事会員及委員ハ旅費滞在日当其他実費弁償ヲ受クルモノトシ府縣会議員其他ノ名誉職員ハ実費弁償ニ限リ之ヲ受クルヿヲ得旅費滞在日当其他実費弁償額ハ府縣会之ヲ議決ス

前項ニ記載シタル諸給與其他有給吏員ノ給料退隠料ニ関シ異議アルトキハ関係者ノ出訴ニヨリ行政裁判所之レヲ決ス

第五十八条　府縣税ハ府縣会ニ於テ之ヲ定ム但府縣会ニ於テ府縣有財産ヨリ生スル収入其他雑収入ヲ以テ之ヲ充ツルヿヲ議定スルトキハ此限ニ非ス

第五十九条　府縣税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一　國税ノ附加税

二　特別税

附加税ハ直接ニ附加スルヲ常例トス

第六十条　府縣税目及其附加徴収方法ニ関スル規定ハ別段ノ税法ヲ発布スル迄暫ク法律ニ依リ変更シタルモノ

ヲ除クノ外地方税ニ関スル規定ニ依リ
市制ヲ施行スル市街ニ在テハ府縣会ノ議決ニヨリ内
務大臣及ビ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ家屋税ヲ賦課ス
ルヲ得ベシ此場合ニ於テハ其数ニ賦課スル特別税ヲ
賦課スルヲ得ス

第二十五条　三ヶ月以上府内ニ滞在スル者ハ滞在ノ初ニ溯
リ其ノ府内税ヲ納ムル義務ヲ有スルモノトス

第二十六条　府縣内ニ住居ヲ構ヘ又ハ三ヶ月以上滞在ス
ルヲ以テ主トモ府縣内ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ店舗
ヲ定メ営業ヲ為ス者ハ土地家屋営業等ノ其所得ニ
対シテ賦課スル府内税ヲ納ムル者トス其法人タルトキモ
亦同シ但郵便電信及官設鉄道ノ業ハ此限ニ在ラズ

第二十七条　所得税ニ附加税ヲ賦課シ及ビ府縣ニ於テ特別ニ所
得税ヲ賦課セントスルトキハ納税者ノ府縣外ニ於ケル所有ノ土地
家屋又ハ店舗ヲ定メタル営業ヨリ収入スル所得ニ之ヲ加除ス
可キモノトス

第二十八条　数府縣ニ住居ヲ構ヘ又ハ滞在スル者ニ前条ノ府
縣税ヲ賦課スルトキハ土地家屋又ハ店舗ヲ定メタル営業
ヨリ収入スルモノハ其所得ヲ各府縣ニ平分シテ一部
分ニノミ課税スベシ

第二十九条　市町村税免税ノ規定ハ府縣税免除ニ対シ
テモ亦適用スルモノトス

第三十条　府縣ニ於テ府縣税ノ一部分ニ対シ特ニ利益ノ存
スル事業ヲ興ストキハ亦其会ノ議決ニ依リ其利益ノ割合

ニ準シ該部分ノ負担ヲ加重又ハ軽減スルコトヲ得

第六十七条　府縣会ハ各市町村内ニ於テ徴収スル特別賦課徴収ノ方法ヲ関係市町村会ノ議決ニ委任スルヲ得

前項市町村会ノ議決ハ法律勅令又ハ府縣会ノ議決ニ抵触スルヲ得ス且其議決ハ府縣参事会ノ許可ヲ受クルヲトヲ要ス

市町村会ニ於テ府県会ノ指定シタル期限内ニ其議決ヲ為サ・ルトキハ府縣参事会ニ於テ其賦課徴収ノ方法ヲ定ムベシ

第六十八条　府縣会ハ府縣ノ事業ノ為ニ賦課スル特別税ノ全部又ハ一部ヲ夫役又ハ現品ヲ以テ代納スルヲ許スコトヲ得

第六十九条　府縣税ハ法律勅令及府縣会議決ニ準拠シ又第六十七条ノ場合ニ於テ市町村会及府縣参事会ノ議決ニ準拠シ左ノ区別ニ従テ各納税義務者ニ之ヲ賦課ス

一　国税ノ附加税ハ市長村長之ヲ賦課ス

二　第六十七条ニ従ヒ特別税ノ賦加徴収方法ヲ関係市町村ノ議決ニ委任シタル場合ニ於テハ市参事会若シハ町村長之ヲ賦課ス但市町村合ニ於テ其議決ヲ為スノ際併セテ各納税義務者ノ賦課ヲ定メタルトキハ其議決ニ依ル

其他ノ場合ニ於テハ府縣会参事会ニ於テ賦課ス但シ府縣会ノ議決ニ依リ郡参事会又ハ町村長ニ委任シ賦課セシムルコトヲ得

第七十条　府縣会ノ賦課ニ対スル訴願ハ賦課令状ノ交付後二ヶ月以内ニ之ヲ其賦課庁ニ申立ツルヲ要ス期限

ヲ経過スルトキハ其年度内減税及償還ヲ請求スル権利ヲ失フモノト

第七十一条　前条ニ記載シタル訴願ハ其町村長又ハ町村委員ノ賦課ニ対スルモノハ郡参事会之ヲ裁決シ其他ノ場合ニ於テハ府県参事会之ヲ裁決シ其町村長ノ賦課ニ対スル場合ニ於テ郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ府県参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ總テ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条ノ訴願及ビ訴訟ノ為メニ其処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第七十二条　府県参事会ハ其職権ヲ以テ市町村長及郡市参事会ニ於テ為シタル賦課ヲ検査及修正シ且若シ其賦課ヲ遷延スルトキハ自カラ之ヲ為スコトヲ得

第七十三条　府県税ハ納税義務ノ起リタル翌五月ノ初メヨリ免税理由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ迄月割ヲ以テ之ヲ徴収スベシ

会計年度中ニ於テ納税義務消滅シ又ハ変更スルトキハ納税者ヨリ之ヲ其賦課ニ届出ヲ可シ

其届出ヲ為サザル日ノ翌月ノ迄ハ従前ノ税ヲ徴収スルヿヲ得

第七十四条　府県税ハ各市町村ニ於テ市町村税徴収ノ手続ニ依リ之ヲ徴収スベシ但市町村ハ其徴収費トシテ府県徴収額ノ幾分ニ相当スル金額ヲ受クルモノトス其郡合及若市町村ノ配当方法ハ別ニ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条　府知事ハ従来ノ成規ニ依リ郡ニ於テハ郡長市ニ於テハ市参事会之ヲ執行スルモノトス

会計年度ヲ越ユル納税期ハ府県参事会ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六条　東京府ノ郡部及郡部ニ分賦ス

ヲ市町村部及郡部トモ前年度ノ直其分賦ノ割合ハ市部及郡部トモ

接国税徴収額ニ準拠シ府会ニ於テ之ヲ定ム但

府会ハ第三十三条ニ依リ各郡負担ヲ加重又ハ

軽減スルコトヲ得

前項市部ノ分賦額市制ノ規定ニ依リ市税

ト同シク市ニ於テ之ヲ徴収シ其総額ヲ府ノ

金庫ニ納ムベシ

朱書ニ　郡部ノ分賦額ハ地方税ノ規定ニ依リ之ヲ

徴収ス但市部ニ対スル徴収ニ関スル議

決ニ加ハラザルモノトス

第七条　府県ニ於テハ公債ヲ起スハ従前公債之額ヲ

償還スル為メ又ハ天災時変等已ムヲ得サル支出ニ名ヲ府

県ノ永久ノ利益ト為ルヘキ支出ヲ要スルニ方リ通常ノ

歳入ヲ増加スルトキハ府知事ハ住民ノ負担ヲ堪ヘサルノ場合

ニ限ルモノトス

府県会ニ於テ募債ノ事ヲ議決スルトキハ併セテ募債ノ方

法ヲ定メ元利償還ノ方法ヲ定ムベシ

ヒ償還ノ初期ハ三年以内トシ爾ト年々償還ノ歩合ヲ定メ其分債ノ時ヨリ五ヶ年以内ニ償還スベキ旨

歳入出豫算ハ支出ヲ為スカ為メ必要ナル一時ノ借入金ニシテ其年度内ノ収入ヲ以テ償還スベキモノハ本条ノ例ニ依ラス

旦府縣会ノ議決ヲ要セサルモノトス

第七十八条　府縣参事会ハ毎年其翌年度ニ係レル収入及支出ノ豫知ヲ得ベキ金額ヲ見積リ歳入出豫算表ヲ調製スベシ

但府縣ノ会計年度ハ政府会計年度ニ同シ

前項ノ書類ハ内務大臣ハ省令ヲ以テ豫算表調製ノ式ヲ定メ其費目流用ニ関スル規定ヲ設クルヲ得

第七十七条　豫算表ハ毎年通常府縣会ノ議決ヲ取リ之ヲ内務大臣ニ報告シ且ツ府縣ハ公告式ニ拠リ其要領ヲ

告示スベシ

府縣ノ公共ニ属スル業務ニシテ数年ヲ期シテ施行スルモノハ府縣会ノ議決ヲ以テ其年度期間各年度ノ経費豫算ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得豫算表ヲ府縣会ニ提出スルトキハ府縣参事会ハ併セテ其府縣事務報告及財産明細表ヲ提出スベシ

第七十八条　警察費監獄費其他府縣ニ於テ法律命令又ハ従来ノ慣例ニ依リ負担スル支出ニシテ其額ニ関シ現定ナキモノハ予算案ニ付府縣知事ト府縣会ト意見ヲ異ニスルトキハ内務大臣ニ於テ其額ヲ定ムベシ

第七十九条　歳入出豫算外ノ支出及豫算超過ノ支出ハ府縣会ノ認定ヲ得ルコトヲ要ス

歳入出豫算中臨時ノ場合ニ支出スルカ為ニ豫備費ヲ
置キ府縣参事會ハ府縣會ノ認定ヲ受ケスシテ豫算外ノ支
出又豫算超過ノ支出ヲ充ツルコトヲ得（但府縣會否決シタル費目ニ支出スルコトヲ得ス）

第八十条　各府縣ニ府令ノ收入役一名ヲ置ク收入役ハ府
縣参事会ノ推薦ニ依リ府縣会之ヲ選任ス若シ其認可ヲ得
サル時ハ更選挙ヲ為スヘシ再選挙ニシテ猶其認可ヲ得サ
ル時ハ追ヲ撰挙ヲ行ヒ認可ヲ得ルニ至ルノ間内務大臣ハ
臨時ニ代理者ヲ撰任シ又ハ府縣ノ費用ヲ以テ官吏ニ收
入役ノ職務ヲ管掌セシムヘシ一府縣收入役ハ府縣ノ
收入ヲ受領シ其費用ノ支拂ヲ為シ其会計事務ヲ
掌ル

府縣条例ノ規定ヲ以テ別段ノ府縣收入役ヲ置カサル
コトヲ得ル場合ニ於テ收入役ノ担任事務ハ府縣廳ノ
会計官吏ニ於テ之ヲ管理スヘシ但其出納及帳簿ハ
之ヲ官金ヨリ之ヲ分別スヘシ

第八十一条　歳入出豫算表ニ依リテ定マリタル收入支出ハ
府縣知事ニ於テ府縣ノ金庫ニ收支命令ヲ発シ豫備
費ノ支出其他總テノ收支命令ハ府縣参事会之ヲ発
スヘシ

第八十二条　收入役又ハ其事務ヲ管理スル府縣廳吏
員ハ前条ニ準拠シタル命令又ハ監督上ノ命令（第八十条）
アルニアラサレハ支拂ヲ為スコトヲ得ス又收入役又ハ其事
務ヲ管理スル府縣廳官吏ハ命令ヲ受クルヲ歳入出
豫算表中ニ其支出ノ豫定ナキカ又ハ其命令ニシテ費

目流用ノ規定及第七十九条第二項ノ規定ニ依ラサルトキハ支拂ヲ為スコトヲ得ス但監督上ノ命令ハ其限ニ在ラス

前項ノ規定ニ背キタル支拂ハ総テ収入役又ハ其事務ヲ管理スル府縣廳官吏ノ責任ニ帰ス

第八十三条　府縣ノ出納ハ毎月例日ヲ定メ検査ヲ為スヘシ

サレ共一面臨時検査ヲ為スヘシ

其委任ヲ受ケタル高等官ヲシテ臨時検査ヲ為シ高等官ノ外府縣参事会ノ互撰シタル会員一名

以上ノ立会ヲシテ検査ス

第八十四条　決算ハ収入役又ハ其事務ヲ管理スル府縣廳ノ官吏ニ於テ会計年度ノ終リヨリ四ケ月以内ニ之ヲ府縣参事会ニ提出シ府縣参事会之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次回ノ通常府縣会ノ認定ニ付スヘシ

決算報告ニ関スル府縣会ノ議決ハ府縣知事ヨリ之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

府縣会ニ於テ決算報告ヲ議スルトキハ府縣知事其他府縣参事会員ニ対シ第三十一条ノ例ヲ準用スルモノトス

但シ会議ニ列席シテ発言ヲ為スコトヲ得

第五章

第八十五条　府縣行政ノ監督

府縣行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

第八十六条　府縣ノ行政ニ関スル訴願ニ対スル裁決書若クハ裁決ヲ定メタル日ヨリ廿一日以内ニ其理由ヲ具シテ之ヲ提出スヘシ

但シ法律中別ニ期限ヲ定メタルモノハ其限ニ在ラス

其法律ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事又ハ府縣参事

会ノ裁決ニ不服アリテ行政裁判所ニ出訴セントスル者ハ裁決書ヲ交付シタル日ヨリ廿一日以内ニ出訴スベシ

行政裁判所ニ出訴スルヲヲ得キ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルヲヲ得ス

訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ重複又ハ裁判ノ決ノ執行ヲ停止ス但其法律中別ニ規定アリ又ハ当該官廳ノ意見ニ依リ其停止ノ為ナミ公益ニ害アリト為ストキハ其限ニ在ラス

第八十七条　内務大臣ハ府県行政ノ法律命令ニ背戻セサルヤ其事務錯乱渋滞セサルヤ否ヲ監視スベシ内務大臣ハ之カ為ナミ行政事務ニ関シテ報告ヲ為サシメ豫算及決算等ノ書類帳簿ヲ徴シ並ニ実地ニ就テ事務ノ現況ヲ視察シ出納ヲ検閲スルノ権ヲ有ス

第八十八条　府県会又ハ府県参事会ノ議決其権限ヲ越ヘ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ府県知事ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止スベシ

内務大臣ハ府県知事ノ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ直ニ内務大臣ハ裁決ヲ請フベシ其権限ヲ越ヘ又ハ法律命令ニ背リシ其権限ヲ越ヘリシ其執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ府県知事ハ知会ニ対シ府県会又ハ府県参事会ニ可否アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十九条　府県ニ於テ法律命令若シクハ慣例ニ依リ負担シ又ハ当該官廳ニ戦捷依

（第十五条）ニ依リ負担シ又ハ当該官廳ニ戦捷依

テ之ハン処ノ支出ヲ歳入出豫算表ニ載セス又ハ臨時之ヲ表記セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其支出額ヲ豫算表ヘ又ハ臨時ノ支出額ヲ止ムヿ可シ

第十条　府知会ニ於テ前項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十条　府知会ハ府縣参事会ニ於テ議決スヘキ事件ヲ議決セス又ハ招集前正当ノ手続ヲ以テ告知サレタル事件ヲ第九十七条第一項ニ定メタル期限内ニ議決セサルトキハ内務大臣代テ之ヲ裁決スルコトヲ得

第九十一条　府縣会ハ勅令ヲ以テ解散セシムルコトヲ得解散ヲ命シタル場合ニ於テハ三ヶ月以内更ニ議員ヲ改選スヘシ

解散ノ場合ニ於テハ名誉職参事会員ハ其職ヲ解クモノトス但改選府縣会ニ於テ選挙シタル参事会員ノ就職スル迄在職スルモノトス府縣委員ハ府縣解散ニ依リ其職ヲ解クノ限リニ在ラス但改選府縣會ノ議決ヲ以テ之ヲ改選スルコトヲ得

第十二条　府縣会改選結了ニ至ルマテノ間急施ヲ要スル事件アルトキハ府縣参事会府縣会ニ代リテ之ヲ議決スヘシ

第九十三条　府縣条例ニ関スル府縣会ノ議決ハ勅裁ヲ受クルコトヲ要ス

第九十三条　左ノ事件ニ関スル府県会ノ議決ハ内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ得

一　新ニ府県ノ負債ヲ起シ又ハ負債額ヲ増加シ及第七十五条第二項ノ例ニ違フモノ

二　各種ノ保証ヲ與フル事

三　府県特別税ヲ新設シ税率ヲ増加シ又ハ其賦加法ヲ変更スル事

四　地租四分ノ一其他直接國税百分ノ五十ヲ超過スル附加税ヲ賦課スル事

五　間接国税ニ附加税ヲ賦課スル事

六　府県ハ直接國税徴収額百分ノ三十五ヲ超過シテ府住民ニ府県税ノ負担ヲ受ケシムル事

七　法律勅令ニ依テ負担スル義務ニ非ラスシテ向五ケ年以上ニ亘リ新ニ府県住民ニ負担ヲ課スル事

八　法律勅令ノ規定ニ依リ官廳ヨリ補充スル金額ヲ定ムル事

第九十四条　左ノ事件ニ関スル府県会ノ議決ハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一　府県有不動産ノ賣却譲渡並ニ負入書入ヲ為スル事

二　第七十七条第二項ニ掲クル訴訟ヲ其年期内ニ変更スル事

三　第六十六条ノ準拠トシテ府県内一部分ノ負担ヲ加重又ハ軽減スル事

四　第六十九条第二項ノ規定ニ依リ郡市参事会又ハ町

村長ニ府縣殺ノ賦課ヲ委任スル事

五　第二十三条ニ準拠シテ補充助ヲ与フル事

第九十五条　追テ府縣吏員ノ懲戒法ヲ設クル迄ハ左ノ区別ニ従ヒ官吏懲戒例ヲ適用スヘシ

一　懲戒権ハ第四十三条第四ニ従ヒ府縣知事及府縣参事会之ヲ有ス

二　府縣知事及府縣参事会ノ懲戒処分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ訴スルコトヲ得

三　府縣参事会員委員其他ノ吏員職務ニ違フコト再三ニ及ヒ又ハ其情状重キ者ハ又ハ行状ヲ乱リ廉恥ヲ失フ者家産ヲ敗リタル者又ハ職務ニ耐ヘサルモノハ懲戒裁判ヲ以テ其職ヲ解クコトヲ得但其

隨時解職スルコトヲ得可キ者ハ懲戒裁判ヲ以テスルハ

ノ限リニ在ラス

總テ解職セラレタル者ハ何已ノ所為ニ非スシテ職務ヲ

執ルニ堪ヘサル者ハ力為メ解職セラレタル場合ヲ除ク

ノ外府縣ニ対シテ一切ノ給与ヲ受クルノ権ヲ失フモノ

トス

四　懲戒裁判ハ府縣知事吏審問ヲ為シ府縣参事

会之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所

ニ訴スルコトヲ得

第九十六条　府縣吏員其職務ヲ尽サス又ハ権限ヲ越エタ

ル事アルカ為メ府縣ニ対シテ賠償スヘキコトアルトキハ

府縣参事会之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ裁決書

ヲ六人行シタルハ日ヨリ十四日以内ニ行政裁判所ニ出訴スル
コトヲ得但出訴ヲ為シタルトキハ府縣参事会ハ假リニ
其財産ヲ差押フルコトヲ得

第六章　附則

第九十七条　行政裁判所ヲ開設スル迄ノ間此法律ニ依
リ同裁判所ニ属スル職務ハ内閣ニ於テ之ヲ行フ可シ

第九十八条　市町村制施行ノ為メニ定メタル直接税間接
税ノ類別ハ此法律ニ対シテモ又適用スルモノトス

第九十九条　此法律ハ郡制市制ヲ施行シタル各府県
市制町村制郡制及本制施行ノ為メ將来ノ租税ニ付キ直
接税ト為ス可キモノハ内務大臣及大蔵大臣之ヲ告示
スル可シ

第百条　府縣内ニ在ル島嶼ノ其本地ニ対スル関係ニ付テ
ハ勅令ヲ以テ此法律ノ変例ヲ設クルコトヲ得郡制ヲ施行
セサル島嶼ヨリ選出ス可キ府縣会議員ノ選挙ニ関シテ
ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百一条　大市街アル諸縣ニ於テハ其県会並市会ノ員中
ニ依リ勅令ヲ以テ第十一条、第十二条、第四十条、第四十一条、第
四十七条及七十四条東京府京都府大阪府ニ係ル規定ヲ適
用スルコトヲ得ル可シ

第百二条　明治十三年四月第十五号布告府縣会規則明治
十三年四月第十六号布告地方税規則第三条第四中

区町村土木補助費郡区廳舍建築修繕費郡区吏員給
料旅費及廳中諸費戸長以下給料旅費浦役場費明治
十四年二月第六号布告明治十四年二月第八号布告区郡
部會規則其他此法律ニ抵觸スル成規ハ第九十九条
ニ記載シタル時期ヨリ總テ之ヲ廢止ス
第百三条　内務大臣ハ此法律実行ノ責ニ任シ之カ為ニ必
要ナル命令及訓令ヲ発布スルコトヲ可シ

郡制

郡制

第壹章　總則

第一款　郡及其区域

第二款　郡住民及其権利義務

第三款　郡條例

第二章　郡會

第一款　組織及選挙

第二款　職務権限及處務規程

第三章　郡行政

第一款　郡參事會

第二款　郡委員

第四章　郡ノ経済

第五章　郡行政ノ監督

第六章　附則

郡制

第一章　総則

第一款　郡及其区域

第一条　此法律ハ郡ニ施行スルモノトス

第二条　郡ハ従来ノ國ノ行政区畫トシテ併セテ法人ノ権利ヲ有シ郡ノ公共事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ処理スルモノトス

第三条　郡ハ従来ノ区域ヲ存シテ之ヲ変更セス但將来其変更ヲ要スルコトアルトキハ此法律準拠スヘシ

第四条　郡ノ廃置分合及郡界ノ変更ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

町村境界ニシテ保セテ郡界ニ当ルモノ及ビ市ノ境界ヲ変更スルトキハ郡界モ亦自ラ変更スルモノトス

第五条　郡ハ其区域内ニ在ル各町村及島嶼ヲ總括スルモノトス

人口二万五千以上ノ町村ハ其町村会ノ具申ニ依リ内務大臣ニ於テ之ヲ郡ノ区域ヨリ分離シ市ト為スコトヲ得

人口二万五千未満ノ町村ト雖モ特別ノ事情アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ郡ノ区域ヨリ分離シ市ト為スコトアル可シ

第六条　第四条第一項及第五条第二項第三項ノ處分ヲ為ストキハ関係アル郡市會及府縣参事会ノ意見ヲ聞ク可シ

前項ノ処分ニ付其郡市ノ財産処分ヲ要スルトキハ府縣参事会之ヲ議決ス可シ

第七条　郡内ニ住居ヲ占ムルモノハ總テ其住民トス

第八条　郡住民ハ左ノ権利ヲ有ス

一　法律ノ規定ニ依リ郡ノ行政及代議ニ参與スル事

二　郡ノ公共営造物ニ関スル規定ニ依リ之ヲ共用スル事

但特ニ民法上ノ権利義務ヲ有スルモノアルトキハ此限リニ在ラス

第九条　郡住民ハ郡ノ行政及代議ニ関スル名誉職ヲ担任スルノ義務ヲ有ス

左ノ理由アルニ非サレハ名誉職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職スルヲトヲ得ス

一　疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二　営業ノ為ニ常ニ其住居地ニ居ルコトヲ得サル者

三　年齢満六十歳以上ノ者

四　官職ノ為メニ郡ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五　四年間無給ニシテ郡吏員ノ職ニ在ル年後四年ヲ経過セサル者及六年間郡会議員ノ職ニ居リ年後六年ヲ経過セサル者

六　其他郡会ノ議決ニ於テ正当ノ理由アリト認ムル者

前項ノ理由ナクシテ名譽職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職シ若クハ無任期ノ職務ヲ執ラシメントセシ事柄担当セス又ハ職務ヲ実際ニ執行セサル者ハ郡会ノ議決ヲ以テ三年以上六年以下郡ノ行政及代議ニ参與スルノ権ヲ停止シ且同年期間郡費ヲ増進スルコトヲ得其額ハ本人ノ住居スル町村ニ於テ本人ノ負担スヘキ町村税ハ分一及至四分一トス其増課金ハ該町村ニ於テ徴収シ郡金庫ニ送納スヘシ

前項郡会ノ議決ニ不服アルモノハ府縣参事会ニ訴願シ其府縣参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二款　郡条例

第十条　郡ノ公共事務ニシテ法律中ニ明文ナク又ハ特例ヲ設クルコトヲ許セル事項ハ郡ニ於テ特ニ条例ヲ設ケテ之ヲ規定スルコトヲ得

郡ニ於テハ其郡設置ニ係ル営造物ニ関シ規則ヲ設クルコトヲ得

郡条例及規則ハ法律命令ニ抵觸スルコトヲ得ス

郡条例及規則ハ之ヲ公告スヘシ

第二章　郡會

第一款　組織及選挙

第十条　郡會ハ郡内町村ニ於テ選挙トスル議員及大地主ニ於テ選挙トスル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二条　町村ニ於テ選挙ヲ可キ郡会議員定数ハ人口五万未満ノ郡ニ在テハ十八人トシ人口五万以上ノ郡ニ在テハ人口七万ヲ加フル毎ニ議員一人ヲ増ス

第十三条　町村ニ於テ選挙ヲ可キ郡会議員選挙ハ左ノ条件ヲ標準トシ郡ヲ分テ選挙区ヲ設定ス可シ

一　各選挙区ノ議員配当数ハ可成其人口ノ割合ニ依リ可キモノトス

二　選挙区ノ為メ町村ヲ分割スルコトヲ得ス

三　第二ノ規定ニ抵觸セサル限リハ一選挙区ノ區畫ハ議員一名若クハ二名ヲ選挙セシムルノ割合ヲ以テ之ヲ設ク可シ

四　一町村ヨリ成ル一ツノ選挙区ニシテ三名以上議員ヲ選挙ス可キ割合ノ人口ヲ有スルモノト雖其議員配当数ハ總数ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四条　選挙区ノ設定及各選挙区ノ議員配当数ハ

郡参事会ノ調査ニ依リ府縣参事会之ヲ議決
シ以法律施行後初回ハ三年間其後ハ十二年間
存行スルモノトス
其期限内ニ之ヲ改正スルカ左ノ場合ニ限ル
一 郡ノ人口ニ増減アリテ第十二条議員定数ニ変
更ヲ生シタルトキ
二 郡内町村廃置分合其他町村数ノ増減アリタルトキ
但選挙区内町村廃置分合及ヒ増減ニ以限リ非ス
前項ノ場合ニ於テハ次ノ定期改選(第二十条)ノ
前郡参事会ノ調査ニ依リ府縣参事会ニ於テ其改正ヲ
議決スヘシ
選挙区ノ設定及議員配当数并其改正ハ府
縣ノ公告或ニ依リ之ヲ告示スヘシ
本條府縣参事会ノ議決ニ對シ関係町村ニ
於テ不服アルトキハ告示後二十一日以内ニ
内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
第十五条 郡会議員ノ選挙ハ一町村ヨリ成立セル
選挙区ニ在テハ町村会ニ於テ之ヲ行フ其他ノ選
挙区ニ於テハ選挙代人之ヲ選挙ス
選挙代人ハ区内各町村ニ於テ其町村ノ公民中町

村会ノ選挙権アルモノヨリ之ヲ選挙ス選挙
代人ハ少クトモ一町村名トシ人口二百五十以上ノ町村
ニ於テハ人口二百五十ヲ加フル毎ニ選挙代人一人
ヲ増ス
各町村ニ於テ選挙スル選挙代人ノ数ハ毎回選
挙ノ前郡参事会ニ於テ之ヲ定ムヘシ選挙代人ノ
職務ハ町村制ヲ従ヒ町村名誉職トス
町村長及助役ハ町村会議員ヲ兼サルモノト為ス
各町村会ノ選挙ニ加フルモノトス
町村会ノ設ナキ町村ニ於テハ町村組合会ニ於テ本条ノ
選挙ヲ行フヘシ

第十六条　町村組合ニシテ組合会ヲ設ケ一切ノ
事務ヲ共同處分スルモノハ第十三条乃至
第十五条ニ掲クル町村ト同視スヘシ

第十七条　大地主ハ町村ニ於テ選挙スヘキ議員定
数（第十条）ノ三分一ヲ選挙スルモノトス若シ
端数ヲ生スルトキハ之ヲ棄却ス選挙権ヲ有
スル大地主ニシテ其負担町村ニ於テ選挙ス
ヘキ議員定数ノ三分一若クハ三分一ニ満タル
トキハ選挙ヲ行ハス其選挙権アル各大地主ハ

選挙ニ依ラスシテ郡会議員タルコトヲ得ル
モノトス

第十八条　大地主トハ郡内ニ於テ町村税ノ賦課ヲ
受クル所有地ニシテ其地價總計一万円以上
ヲ有スル地主ヲ謂フ会社其他法人モ亦之レ
ニ準ス

第十九条　大地主トシテ選挙権アルハ内国人ニシテ公権
ヲ有スル者ニ限ル

選挙権ヲ有スル大地主ニシテ前項要件ノ一ヲ
失フトキハ選挙権ヲ失ヒ身代限処分中又ハ
租税滞納処分中又ハ公権剥奪若クハ停止
ヲ附加スヘキ重軽罪ノ為メ裁判上ノ訊問
若クハ勾留中ハ之ヲ停止ス

本条選挙権ニ関スル規定ハ選挙ニ依ラス
シテ郡会議員タル者ニモ適用ス

第廿条　選挙権ヲ有スル大地主ハ代人ヲ出シテ
選挙ヲ行フコトヲ得
陸海軍ノ現役ニ服スル者婦人年齢満二十五才
未満ノ者ニ治産ノ禁ヲ受ケタル者及会社
其他法人ハ代人ニ依テ其選挙ヲ行フモノ

トス

代人ハ内國ノ男子ニシテ公権ヲ有シ町村制ニ従テ独立タル者ニ限ル但一人ニシテ数人ノ代理ヲ為スコトヲ得ス且代人ヘ委任状ヲ示シテ代理ノ證トスヘシ

本条ノ規定ハ選挙ニ依ラスシテ郡会議員タル権利ヲ行フ事ニモ適用スルモノトス但其代人ハ郡会ニ被選挙権ヲ有スル者ニシテ郡会議員タラサル者ニ限ル

第廿五条 郡会議員ハ名誉職トス

町会ニ於テ選挙シタル議員ノ任期ハ六年トシ毎三年其半数ヲ改選スヘシ其員数二分シ難キトキハ初回ニ於テ多数ノ一半ヲ解任セシム

回ニ於テ解任スヘキハ郡会議長郡会ニ於テ抽籤シテ之ヲ定ム

大地主ニ於テ選挙シタル議員ノ任期ハ三年トシ毎三年其全数ヲ改選ス

解任ノ議員ハ再選セラルヘキコトヲ得

第廿六条 議員中闕員アルトキハ可成次回ノ郡会開会前補欠選挙ヲ行フ可シ但遅クトモ六ケ

月以内ニ選挙スヘシ

定期改選及補欠選挙トキ選挙区ノ選挙ニ係ルモノハ前任者ノ選挙セラレタル選挙区ニ就テ之カ選挙ヲ行ヒ其大地主ノ選挙ニ係ルモノハ大地主ニ於テ之カ選挙ヲ行フヘシ

補欠議員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス

第廿三条　郡参事会ハ毎定期改選前選挙権アル大地主ノ名簿ヲ製シテ之ヲ告示スヘシ其名簿ハ各選挙人ノ資格ヲ記載スヘシ

関係人ニ於テ大地主名簿ノ正否ニ関シ異議アルトキハ告示後二十一日以内ニ郡参事会ニ申立テ其郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其府県参事会ノ裁決ニ不服アルモノハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

大地主名簿ニ登録スルモノハ選挙ニ参与シ変更第十七条第二項ニ依リ郡会議員タルヲ得ス大地主名簿ハ次ノ定期改選前ニ行フヘキ補欠選挙ニ於テモ亦適用スルモノトス

朱書　定期改選ノ期限内更ニ選挙権ヲ得タル場合ニ

依ラスシテ郡会議員タルノ権利ヲ得タル者ハ期限内
ニ於テ其名簿ニ登録セサルモノトス

第廿四条　郡会議員ノ選挙ハ郡長ノ告示ニ依リ之ヲ行
フ可シ

第廿五条　選挙ヲ行フノ順序ハ先ツ町村会及選挙代
人ニ於テ選挙ヲ行ヒ次ニ大地主ニ於テ選挙ヲ
行フ可シ

町村会ニ於テ郡会議員及選挙代人ヲ選挙スルハ
ハ町村制中町村吏員選挙ノ規定ニ従フ可シ

選挙代人ハ各選挙区ニ於テ郡参事会ノ指定シ
タル町村ニ会合シ郡長若シハ其委任ヲ受ケ
タル町村長ヲ選挙会長トシ大地主ハ郡役所ヲ在
ノ町村ニ会合シ郡長ヲ選挙会長トシテ選挙ヲ
行フベシ

第廿六条　選挙代人及大地主ニ於テ選挙ヲ行フトキ
ハ左ノ規定ニ依リ可シ

第一　選挙前七日ヲ限リテ選挙人ニ招集状ヲ発シ
テ選挙ノ場所日時ヲ知告ス可シ

第二　選挙掛ハ選挙会長ニ於テ臨時ニ選挙人中
ヨリ選任シタル三名若シハ四名及選挙会長

ヲ以テ之ヲ組織ス立会人ハ名誉職トス選
挙会長ハ選挙会ヲ開閉シ其会場ノ取締ニ
任ス
第三 選挙開会中ハ選挙人ノ外何人タリトモ選挙
会場ニ入ルコトヲ得ス選挙人ハ選挙開場ニ於テ
他議又ハ勧誘ヲ為スコトヲ得ス
第四 選挙ハ被選挙人一名毎ニ投票ヲ以テ之ヲ
行フ
第五 選挙会長ハ選挙人ノ氏名ヲ呼フ其呼ビタ
ル者ハ投票ニ自己ノ氏名ヲ記セス封緘ノ上之ヲ
選挙会長ニ差出ス選挙会長ハ封緘ノ侭之ヲ投
票函ニ投入ス投票ハ投票ノ全ク終ル迄函中ニ
置テ選挙開会中ニ未着スハ選挙人ハ其権
ヲ投票ノ終ラサル選挙ニ加ハルコトヲ得
第六 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
一 一人ヨリ多キ人名ヲ記載スルモノ
二 一ノ名ヲ記載セス又ハ記載セル人名ノ
読ミ難キ者
三 被選挙人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
四 被選挙権ナキ人名ヲ記載スルモノ

五　被選挙人名ノ外他事ヲ記載スルモノ
投票ノ受理ニ効力ニ関スル事項ハ選挙掛
假ニ之ヲ議記ス　可否同数　ナルトキハ選挙会長
之ヲ決ス
第七　有効投票ノ過半数ヲ得ル者ヲ当選ト
スル者ニ過半数ヲ得ル者ナキトキハ最多数ヲ得ル
者二名ヲ取リ之ニ就テ更ニ投票セシム若シ最多
数ヲ得ル者二名アルトキハ選挙会長
自ラ抽籤シテ其投票ニ付スヘキ者ヲ定メ更ニ
投票セシム其再投票ニ於テモ猶過半数ヲ得ル
者ナキトキハ抽籤ヲ以テ当選者ヲ定ム
第八　選挙掛ハ選挙録ヲ製シテ選挙ノ顛末
ヲ記録シ選挙ヲ終リタル後之ヲ朗読シテ署
名スヘシ
投票ハ之ヲ選挙録ニ附属シ選挙ノ効力確
定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ
第九　選挙ヲ終リタル後町村会ニ於テ行フ選
挙ニ在テハ町村長他ノ選挙ニ在テハ選挙会長
ハ直ニ当選者ニ其当選ノ旨ヲ告知スヘシ其
当選ヲ辞セントスル者ハ七日以内ニ之ヲ申立ツヘシ

一人ニシテ数ケ所ノ選挙ニ当リタルトキハ何レノ選挙ニ應スヘキカハ及選挙ニ依ラスシテ郡会議員タルコトヲ得ヘキ大地主トシテ当選シタル所ハ其選挙ニ應スヘキヤ否ヤ同期限内ニ其主ツヲ異ニスル其期限内ニ之ヲ申出サル者ハ総テ其選挙ヲ辞スル者ト視做スヘシ

大地主ニシテ其選挙ニ應スルトキハ第十七条第二項ニ依リ其固有ノ権利ヲ行フコトヲ得ス

第廿六条　町村制ニ従ヒ町村會ノ選挙権ヲ有スル郡内各町村ノ公民及其法律ヲ格ル第二十条ニ

従ヒ自ラ大地主ノ選挙ニ加ハルヲ得ヘキ者ハ總テ被選挙権ヲ有ス

代言人ニ非スシテ他人ノ為メニ裁判所又ハ其他ノ官廳ニ對シテ事ヲ弁スルヲ以テ業ト為スモノハ議員ニ選挙セラルヽコトヲ得ス

左ニ掲クル者ハ選挙ニ係ルト否トヲ問ハス郡会議員タルコトヲ得ス

一　所属府県庁警視廳ニ職ノ官員

二　郡役所参事官及有給ノ郡吏員其他

官吏ニシテ当選ニ應シ又ハ第十七条第一項権
利ヲ行ハントスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受クベシ
第廿九条 選挙人選挙ノ効力ニ関シテ訴願セントスル
ルトキハ選挙命令ヨリ高位ニ之ヲ郡長宛ニ
ルコトヲ得
其訴願ハ郡会之ニ裁決ス郡会ハ訴願ノ有無拘ラ
ス議員選挙ノ効力及選挙ニ依ラスシテ議員タ
ルモノハ資格ヲ審査裁決スルモノトス
第卅条 当選者中其資格ノ要件ヲ有セサルモノアリテ
ヲ発見シ又ハ就職後其要件ヲ失フ者アルトキハ其
有無ハ郡会之ヲ議決ス前項ノ規定ハ選挙ニ依ラ
スシテ議員タルノ者ノ資格ニ付テハ亦通用ス
第卅条 第廿九条ノ裁決又ハ卅条ノ議決ニ不
服アルトキハ其選挙ヲ無効トセラレシ又ハ
選挙ニ依ラスシテ議員タルノ権利ヲ拒否
セラレタルモノ及第廿九条ノ場合ニ於テ
訴願ヲ為シタルモノハ府縣参事会ノ裁決
ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得
本条ノ訴願及訴訟ノ為ヲ：其裁決又ハ議

決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス但裁決確
定スルニ非サレハ更ニ選挙ヲ為スコトヲ得ス

第二款　職務権限及処務規程

第廿二条　郡会ハ其郡ヲ代表シ法律ニ準拠シテ
郡ニ関スル一切ノ事件及ヒ法律勅令ニ依リ
委任セラルヽ事件ヲ議決スルモノトス

第廿三条　郡会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ
一　郡条例及規則ヲ制定并改正廃止スル事
二　郡ノ歳入出豫算ヲ定メ豫算外ノ支出豫算
超過ノ支出ヲ認定スル事
三　決算報告ヲ認定スル事
四　郡有不動産ノ売却交換譲并負入書入ヲ
為ス事
五　歳入出豫算ヲ以テ郡参事会ニ委任シタル
モノヲ除クノ外郡ニ対シ義務ノ負担ヲ為シ及
権利ノ棄却ヲ為ス事
六　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外郡有ノ
財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事
七　法律勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外郡ノ
吏員ヲ設ケ其職数給料及退隠料ヲ選任

法ヲ定メ又必用アルトキハ郡吏員ノ身
元保証金ヲ徴シ其金額ヲ定ムル事
第四条　郡會ハ法律勅令ニ依リ其職権ニ属
スル選挙ヲ行フ可シ
第五条　郡會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ
陳述スル可シ
郡會ハ其全郡又ハ一郡分ノ公益ニ関ス
ル事件ニ付意見書ヲ監督官廳ニ差出ス
コトヲ得
第六条　郡會ハ郡内ノ町村ニシテ公法上負
担ノ義務ヲ尽シ又ハ公益ノ為ニスル事
業ノ費用ヲ負担スル可キ資力ナキ事実ア
ルトキハ郡費ヲ以テ負担者ノ補助ヲ與フル
コトヲ得
第七条　郡會議員ハ選挙人ノ指示若クハ委
嘱ヲ受ク可カラサルモノトス
第八条　郡会ハ郡長ヲ以テ議長ト為ス
郡長故障アルトキハ為メ郡会ハ初回ノ通常
会ニ於テ豫メ議員中ヨリ議長代理一名ヲ
互選スル可シ

議長代理ノ任期ハ三年トス其改選ハ毎定期改選後ノ初会ニ於テ之ヲ行フ但解任者ハ再選セラルヽコトヲ得

議長及代理者共ニ故障アルトキハ郡会ハ年長ノ議員ヲ以テ議長ト為スヿヲ可シ

第四十九条　郡参事会員ハ郡会議員タラサル者ト雖モ郡会々議ニ列席シテ議事ニ参与スルコトヲ得但議決ニ加ハルコトヲ得ス

第五十条　郡会ハ毎年一回通常会ヲ開クヿヲ可シ其他特別ノ必要アルトキハ臨時会ヲ開クヿヲ

トヲ得

郡会ハ郡長之ヲ招集ス若シ議員三分一以上ノ請求若クハ郡参事会ノ請求アルトキハ之ヲ招集スヿヲ可シ其招集状ヲ発シ其会議ノ事件ヲ告知スルハ会議ヲ十四日前タ前ニ告知スルモ妨ケナシ

郡会々期ハ郡長之ヲ開閉ス

郡参事会員ハ郡会議員タラサル者ト雖モ本条第二項ノ例ニ依リ之ヲ郡会々議ニ招

集スヘシ

第四十一条　郡会ハ議員半数以上出席スンニ非サレハ議決スルコトヲ得ス但同一ノ議事ニ付開会再回ニ至ルモ議員猶其半数ニ満タサルトキハ此限ニアラス

第四十二条　郡会議員ニ於テ議案ニ関係ナキ事件ヲ郡会ノ議ニ提出セントスルトキ其郡ノ経費ニ関係アルモノハ議員三分一以上ノ賛成ヲ要シ其他ノ事件ハ三名以上ノ賛成ヲ要ス

第四十三条　郡会ノ議決ハ可否ヲ多数ニ決シ之ヲ定ムル可否同数ナルトキハ議長ノ可否ス

第四十四条　何人ト雖モ自己及其父母兄弟若クハ妻子ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ郡会ノ議事及議決ニ加ハリ又ハ議長ト為ルコトヲ得ス

第四十五条　郡会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ第廿六条第四ヨリ第七ニ準拠スヘシ

前項ノ選挙ニ郡会ノ議決ヲ以指名推薦

ノ法ヲ用ユルコトヲ得

第四十六条　郡会ノ会議ハ公開ス但議事ニ依リ以会議ノ議決ヲ以テ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第四十七条　議長ハ議事ノ順序ヲ定メ各議員ニ事務ヲ分課シ会議及選挙等ヲ経理シ其日ノ会議ヲ開閉シ定会ニ議場ノ秩序ヲ保持ス若シ傍聽席ニ於テ公然賛成又ハ擯斥ヲ表シ又ハ喧擾ヲ起ス者アルトキハ議長ハ傍聽者ヲ議場外ニ退出セシムルコトヲ得

第四十八条　郡会ハ書記ヲシテ議事録ヲ製シテ其議決及選挙ノ顛末并出席議員ノ氏名ヲ記録セシムルコトヲ可シ議事録ハ議長及議員二名以上之ニ署名スルコトヲ可シ其議員ハ会議ノ前郡会ニ於テ豫メ之ヲ定メ議事録中ニ其氏名ヲ記載シ置クコトヲ可シ

郡会ノ書記ハ郡長之ヲ選任ス

第四十九条　郡会ハ其会議細則ヲ設クルコトヲ可シ

第三章　郡行政

第壱款　郡参事会

第五十条　郡ニ郡参事会ヲ置キ郡長及名誉職参事会員四名ヲ以テ之ヲ組織ス但名誉職参事会員ハ郡条例ヲ以テ其定員ヲ増加スルコトヲ得

第五十一条　名誉職参事会員ハ郡会之ヲ選挙ス其選挙ハ第四十五条ニ依リ行フ可シ但投票同数ナル時ハ抽籤ニ

名誉職参事会員ハ郡会ニ被選挙権ヲ有スルハ郡住民中年齢三十歳以上ノ者ヨリ之ヲ撰挙ス

名誉職参事会員ハ市町村制第七条第三項ニ掲載スル職ヲ兼ヌルヿヲ得ス撫育官警察官吏神官僧侶其他諸宗教師並小学教員ハ名誉職参事会員タルヿヲ得ス其他官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受ク可シ

第五十二条　名誉職参事会員ノ任期ハ四ヶ年トス但任期満限ノ后ト雖モ后任者就職ノ日

迄在職スルモノトス

名譽顧問会員ハ毎二年其手数ノ改選ス

若シ二分シ難キトキハ初回ニ於テ多数ノ

一半ヲ解任セシム初回ノ解任者ハ顧問会

議長其会議ノ席ニ於テ抽籤ヲ以テ定

ム但シ解任者ハ再選セラルヽヿヲ得

前項ノ場合ノ外任期中欠員アルトキハ其残

任期ヲ補充スル為メ次回ノ顧会ニ於テ補

欠選挙ヲ行フヿヲ可トシ

第五十三条　名譽顧問会員ノ選挙ニ就テ

ハ顧問会自ラ其効力ノ有無ヲ議決ス

当選者中其資格ノ要件ヲ有セサルモノア

ルコトヲ発見シ又ハ就職后其要件ノ一ヲ

欠クモノアルトキハ其人ノ当選ハ効力ヲ失

フモノトス其要件ノ有無ハ顧問会之ヲ

議決ス本条第一項ノ議決ニ不服アルモノ

ハ府知事ヲ経テ内務大臣ニ訴願シ其裁決ニ

服アルモノハ行政裁判所ニ出訴スルヿト

ヲ得

本条ノ訴願及訴訟ノ為ニ其執行ヲ停止ス

ルコトヲ得ス但判決確定スルニ非サレハ
更ニ選挙ヲ為スコトヲ得ス

第五十四条　郡参与会ノ担任スル事務ノ概目
左ノ如シ

一　郡会ノ議ヲ準備シ及其議決ヲ執行スル事

但法律勅令若クハ郡会ノ議決ニ依リ別段
ノ委員若クハ吏員ニ委任シタルモノハ此
限ニアラス

二　法律勅令及歳入出予算表ニ依リ郡ノ公
共事務ヲ管理スル事

三　郡会ノ選任ニ属スル者ヲ除クノ外郡ノ
吏員ヲ選任シ其ノ職務ヲ指揮監督スル事

四　郡ノ名誉職員ヲ会員若其他ノ吏員ニ
対シテ懲戒処分ヲ行フ事其懲戒処分ハ譴
責及拾円以下ニ過ル金トス　有給郡吏員ニ
対シテハ郡長ニ亦此懲戒処分ヲ行フコト
ヲ得

五　官廳ノ諮問ヲ受ケトキ其意見ヲ陳述スル
事

六 其他法律ニ依テ委任セラレタル又ハ總テノ將来法律勅令及府縣参事会ノ指令ニ依テ委任セラルヽモノ等ノ処理スル事

第五十五条 郡参事会ハ郡長又ハ其代理者及名譽職会員二名出席スルトキハ議決ヲ為スコトヲ得其議決ハ可否ノ多数ニ依リ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

議決ノ事件ハ之ヲ議事録ニ登記スヘシ

第五十六条 郡参事会員ハ自己及其父母兄弟若クハ妻子ノ一身上ニ関スル事件又ハ意見ヲ陳述シ若クハ理事者代理者等トナリ若之ヲ取扱ヒタルトキハ其事件ニハ郡参事会ノ議事ニ加フルコトヲ得ス

但同一事件ニハ郡会事務ニ関係シ又ハ郡長ニ於テ職務上其事務ヲ取扱ヒタル時ハ此限ニアラス

前項除名ノ為ニ参事会員減少シテ議決ヲ為スノ定数ヲ得サルトキハ府縣参事会郡参事会ニ代テ議決ス

第五十七条　郡参事会ノ職権ニ属スル事件ニシテ二郡以上ノ町村ニ交渉スルモノハ府知参事会之ヲ議決ス

第五十八条　郡長ハ郡参事会担任ノ予算ヲ指揮監督シ処務ノ渋滞ナキコトヲ務ムベシ

郡長ハ郡参事会ヲ招集シ之カ議長トナル

郡長故障アル時ハ為メ内務大臣ニ於テ郡長ノ代理者ヲ命ス

郡長ハ郡参事会ノ職権ニ属スル事件中常務ニ係ルモノハ之ヲ専決処分シ其議事ヲ準備シ議決ヲ執行シ外方ニ対シテ参事会ヲ代表シ文書ノ往復ヲ為シ及参事会ノ名ヲ以テ総テ他人ニ対シ義務ヲ負担スルモノ

証書及委任状ニハ郡会若クハ郡参事会議決ノ旨ヲ記シ郡長又ハ其代理者ノ外参与会員二名之ニ署名シ郡長ノ官印ヲ捺スベシ

第五十九条　急施ヲ要スル場合ニ於テ郡参与会ヲ招集スルノ暇ナキトキハ郡長ハ郡参与会ノ事務ヲ専決処分シ次回ノ会議ニ於テ

其処分ヲ報告スヘシ

第六十条　郡長ノ職務権限及職務上ノ権利義務ハ此法律ニ依リ変更シタルモノヲ除クノ外総テ従来ノ成規ニ依ル

第六十一条　郡委員

第二款　郡会

郡ハ郡会ノ議決ニ依リ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得委員ハ郡会ニ於テ其会員中又ハ郡会ニ被選挙権アル者ヨリ之ヲ選挙ス

委員ハ名誉職トス

第六十二条　委員ハ郡参事会ノ監督ニ属シ郡行政事務ノ一部ヲ分掌シ又ハ営造物ヲ管理シ若クハ監督シ又ハ一時ノ委託ヲ以テ事務ヲ処弁スルモノトス

委員長ハ委員中ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

但郡長又ハ其代理者ハ随時委員会ニ出席シ委員長トナリテ議決ニ加ハルノ権ヲ有ス

第六十三条　常設委員ノ組織及職務権限ニ関シテハ郡條例ヲ以テ刑役ノ規定ヲ設クル

コトヲ得

第四章　郡ノ経済

第六十四条　郡内総町村ノ聯合ニ属シタル財産及営造物ハ自今郡ノ所有ニ帰シ其権利及負担ノ義務トモ同時ニ郡ニ移ルモノトス

第六十五条　郡有財産ヲ売却貸与又ハ建築工事及物品調達ノ請負ハ公ケ入札ニ付スヘシ

但臨時急施ヲ要スルトキ及入札ノ傍概其費用ニ比シテ得失相償ハサルトキ又ハ郡会ノ認許ヲ得ルトキハ此限リニアラス

第六十六条　郡有財産及営造物管理ノ費用ハ郡ノ支務及給料退隠料諸給与其他此法律又ハ将来法律勅令ニ依リ郡ノ負担ト定メ并郡会ノ議決ニ依リ郡ノ公共事務ト定メタル事件ノ費用ハ総テ郡ノ負担トス

第六十七条　郡ノ名誉職参事会員及委員ハ旅費滞在日当其他実費弁償ヲ受クルモノトシ郡会議員其他ノ名誉職員ハ実費弁償ト

限リ之ヲ受ケルコトヲ得
旅費滞在日当其他実費弁償額ハ郡会之ヲ
議決ス
前項ニ記載シタル諸給與其他有給吏員ノ
給料退隠料ニ関シテ異議アルトキハ関係
者ノ申立ニ依リ府縣参事会之ヲ裁決ス其
府縣参事会ノ裁決ニ不服アルモノハ行政
裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第六十八条　郡ノ支出ニ充ツル費用ハ之ヲ郡
内各町村ニ分賦ス但郡会ニ於テ郡有財産
ヨリ生スル収入其他雑収入ヲ以テ之ニ充
ツルコトヲ議決スルトキハ此限リニア
ラス
各町村分賦ノ割合ハ各町村前年ノ直接国
税府縣税ノ徴収額ニ依ル
各町村分賦ノ額ハ町村制ニ従ヒ通常ノ町
村支出ト同シク各町村ニ於テ之ヲ徴収シ
其総額ノ郡金庫ニ納ムヘキモノトス
第六十九条　郡ニ於テ郡内ノ一部分ニ對シ特
ニ利益ト享薄アル事業ヲ興ストキハ郡会

ノ議決ニ依リ其利益ノ割合ニ準シ該部分
ニ属スル町村ノ負担ヲ加重又ハ軽減スル
コトヲ得郡会ハ前項ニ依リ負担ノ加重ヲ
受ケタル町村ニ対シ夫役又ハ現品ヲ以テ
其加重額ヲ補フコトヲ許スコトヲ得

第七十条　郡費ヲ各町村ニ分賦スルコトハ郡
参事会ノ担任トス
町村ニ於テ其分賦ニ関シ訴願セントスル
トキハ其分賦額告知ノ日ヨリ九十日以内
ニ之ヲ郡参事会ニ申立ル事ヲ得其郡参事
会ノ議決ニ不服アル者ハ府県知事ニ訴
願シ其府県知事会ノ裁決ニ不服アル者ハ
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
本条ノ訴願及訴訟ノ為ニ其執行ヲ停止ス
ルコトヲ得ス

第七十一条　郡ニ於テ公債ヲ起スハ従前ノ公
債之額ニ償還スル為メ又ハ天災時変等ニ
ヨリ得サル支出若クハ郡ノ永久ノ利益ト
為ル可キ支出ニ要スルニ方リ通常ノ歳入
ヲ増加スルトキハ郡内各町村ノ負担ニ堪

一サルノ場合ニ限ルモノトス

郡会ニ於テ募債ノ事ヲ議決スルトキハ併セテ募債ノ方法利益ノ定率及償還ノ方法ヲ定ムルヲ可シ償還ノ初期ハ三年以内ト為シ年々償還ノ歩合ヲ定メ募債ノ時ヨリ三十年以内ニ還ス可シ

歳入出豫算内ノ支出ヲ為スカ為メ必要ナル一時ノ借入金ニシテ其年度内ノ収入ヲ以テ償還スヲ可キモノハ本条ノ例ニ依ラス且郡会ノ議決ヲ要セサルモノトス

第七十二條　郡参事会ハ毎会計年度ノ収入支出ノ豫知シ得ヘキ金額ヲ見積リ年度ヨリ遅クトモ三ヶ月前ニ歳入出豫算表ヲ調製スヘシ但郡ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ

内務大臣ハ省令ヲ以テ豫算表調製ノ式ヲ定メ并費用流用ニ関スル規定ヲ設クルコトヲ得

第七十三条　豫算表ハ会計年度ヨリ遅クトモ二ヶ月前ニ通常郡会ノ議決ヲ取リ之ヲ府

知事ニ報知シ并要領ヲ告知スル可シ

郡ノ公共事業トシテ数年ヲ期シテ施行スルモノハ郡会ノ議決ヲ以テ其年期間各年度ノ経費豫算ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得

豫算表ヲ郡会ニ提出スルトキハ郡参事会ハ併セテ其郡之事務報告及財産明細表ヲ提出スル可シ

第七十四条　郡ニ於テ法律勅令ニ依リ負担スル支出ニシテ其額ニ関シ規定ナキモノハ予算ニ付郡長ト郡会ト意見ヲ異ニスルトキハ府県知事ニ於テ其額ヲ定ム可シ

第七十五条　歳入出豫算外ノ支出及豫算超過ノ支出ハ郡会ノ認定ヲ得ルコトヲ要ス

歳入出豫算中臨時ノ場合ニ支出スルカ為ニ豫備費ヲ置キ郡参事会ハ郡会ノ認定ヲ受ケスシテ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツルコトヲ得但郡長ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第七十六条　郡費ノ収入支出及其会計事務ハ

郡役処会計主任ニ於テ之ヲ兼摂スル可シ但
其出納及帳簿ハ之ヲ官金ヨリ分別スル可シ
郡会ノ議決若クハ府縣知事ノ指揮ニ依リ
郡収入役一名ヲ置キ前項ノ事務ヲ担任セ
シムルヿヲ得郡収入役ハ郡参事会ノ推薦
ニ依リ郡会之ヲ撰任ス
郡収入役ノ選任ハ府縣知事ノ認可ヲ受ク
ルコトヲ要スル若シ其認可ヲ得サルトキハ
再撰挙ヲ為スヿ可シ再撰挙ニモ猶其認可
ヲ得サルトキハ追テ選挙ヲ行ヒ認可ヲ得
ルニ至ル ノ間府縣知事ハ臨時ニ代理者ヲ
選任シ又ハ郡費ヲ以テ官吏ニ収入役ノ職
務ヲ管掌セシム可シ
第七十七条 郡長ハ歳入出豫算表ノ範囲内ニ
於テ収支命令ヲ郡会庫ニ発シ豫備費ノ支
出其他總テノ収支命令ハ郡参事会之ヲ発
スヿ可シ
第七十八条 第七十六条ニ記載シタル郡役所
会計主任又ハ郡収入役ハ前条ニ準拠シタ
ル命令又ハ監督官廳ノ命令(第八十五条)ア

ルニ非サレハ支拂ヲ為スコトヲ得ス又命令ヲ受クルモ歳入出豫算表中ニ其ヲ記ス

ノ豫定ナキカ又ハ其命令ニシテ費目充用ノ規定及第七十五条カニ項ノ規定ニ拠ラサルトキハ支拂ヲ為スコトヲ得ス但監督官廳ノ命令ハ此限リニアラス

前項ノ規定ニ背キタル支払ハ総テ其事務ヲ委任サレタル郡役所会計主任又ハ収入役ノ責ニ帰ス

第七十九条　郡ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ検査ヲ及毎年少クトモ一回臨時検査ヲ為ス可シ例月検査ハ郡長又ハ代理者（第五十八条）之ヲ為シ臨時検査ハ郡長又ハ其代理者ノ外郡参事会ノ互選シタル会員一名以上ノ立会ヲ要ス

第八十条　決算ハ郡役所会計主任又ハ郡収入役ニ於テ会計年度ノ終リヨリ四ヶ月以内ニ之ヲ郡参事会ニ提出シ郡参事会ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シテ次回ノ通常郡会ノ認定ニ付ス可シ

決算報告ニ関スル郡会ノ議決ハ郡長ヨリ
之ヲ府縣知事ニ報告スヘシ
郡会ニ於テ決算報告ヲ議ヲスルトキハ郡長其
他郡参事会員ニ対シ第四十四条ノ例ヲ適用
スルモノトス
但会議ニ列席シテ必用ノ弁明ヲ為スコト
ヲ得

第五章　郡行政ノ監督

第八十一条　郡ノ行政ハ第一次ニ於テ府縣知
事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ
監督ス但法律ニ指定シタル場合ニ於テ府
縣参事会ニ参与スルハ別段ナリトス
第八十二条　此法律中別段ノ規定アル場合ヲ
除クノ外郡ノ行政ニ関スル府縣知事若シ
ハ府縣参事会ノ処分若クハ裁決ニ不服ア
ル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
郡ノ行政ニ関スル訴願ノ処分若クハ裁決
ヲ受ケシタル日ヨリ二十一日以内ニ其
理由ヲ具シテ之ヲ提出スヘシ但此法律中
別ニ規限ヲ定ムル モノハ此限ニ非ラス

此法律ニ指定スル場合ニ於テ府県知事若
リハ府県参事会ノ決ニ不服アリテ行政
裁判所ニ出訴セントスルモノハ裁決書ヲ
交付シタル日ヨリ廿一日以内ニ出訴スヘシ
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ
於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ妨ス
訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ処分又ハ裁
決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定ア
リ又ハ当該官廳ノ意見ニ依リ其停止ノ為
メニ公益ニ害アリト為ストキハ此限リニ
非ラス

第八十三条　監督官廳ハ郡行政ノ法律命令ニ
背戻セサルヤ其事務錯乱滞セサルヤ否
ヤ監視スヘシ監督官廳ハ之カ為メニ行政
事務ニ関シテ報告ヲ為サシメ徴査及決算
ノ書類帳簿ヲ徴シ并実地ニ就テ事務ノ
現況ヲ視察シ出納ヲ撿閲スルノ権ヲ有ス

第八十四条　郡会又ハ郡会ノ議決其権限
ヲ越ヘ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スト
認ムルトキハ郡長ハ自己ノ意見アルニ依

リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ直ニ府知事ノ議決ヲ請フヲ可シ其権限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背リシニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府知事ノ議決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十五条　郡ニ於テハ法律勅令ニ依テ負担シ又ハ当該官廳ノ職権ニ依テ定ムル所ノ費用ヲ出ス義務ヲ生ス又ハ臨時ニ之ヲ為

認セサルトキハ府知事ハ理由ヲ示シテ其支出額ヲ減算若クハ又ハ臨時ノ費ヲ出額ヲ定ムル可シ

郡会ニ於テ第四ノ処分アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十六条　郡会又ハ郡参事会ニ於テ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ府知事ハ代テ之ヲ議決スルコトヲ得

第八十七条　郡会ヲ以テ解散セシムルコトヲ得解散ノ命令ヲ受タル場合ニ於テハ三

ケ月以内更ニ議員ヲ改選スヘシ但改選郡
会ノ集会スル迄ハ府知事ヲ郡会ニ代テ
一切ノ事件ヲ議決スル解散場合ニ於テハ郡
長ヲ会員ハ其職ヲ解クモノトス但改選郡
会ニ於テ選挙シタル議員ノ就職スル迄
在職スルモノトス
郡参与ハ郡会ノ解散ニ依リテ其職ヲ解ク
ノ限ニアラス
但改選郡会ノ議決ヲ以テ之ヲ改選スルコ
トヲ得

第八十八条　左ノ事件ニ関スル郡会ノ議決ハ
内務大臣大蔵大臣ノ許可ヲ受ケンコトヲ
要ス
一　新ニ郡ノ負債ヲ起シ又ハ負債額ヲ増加
シ及第七十一条第二項ノ制ニ違フモノ
二　勅令ヲ以テ定メ置キ制限ヲ超過シテ郡
費ヲ徴収スルモノ
三　法律勅令ノ規定ニ依リ官庫ヨリ補助ス
ル歩合金ニ対シ支出金額ヲ定ムルコト
四　郡税ノ保證ヲ与フルモノ

立法得勘合ニ依テ負担スル義務ニ非スシテ同上ニ亘リ新ニ郡ニ負担ヲ課スルモノ

第九十条　左ノ事件ニ関スル郡会ノ議決ハ府縣参与会ノ許可ヲ要クルコトヲ要ス

一　郡有不動産ノ売却譲渡并質入借ヲ為スモノ

二　第七十三条第二項ニ掲クル議決ヲ其年期内ニ変更スルモノ

三　第六十九条第一項ニ準拠シテ郡内一部分ノ負担ヲ加重又ハ軽減スルモノ

四　第三十六条ニ準拠シテ補助ヲ与フルモノ

第九十一条　府縣知事ハ郡参与会員郡委員其他郡吏ニ対シ懲戒処分ヲ行フコトヲ得其懲戒処分ハ譴責及二十五円以下ノ過怠金トス其過怠金ハ第五十四条第四ニ従テ徴収スル過怠金ト同ク郡金庫ニ収入ス

追テ郡吏員ノ懲戒法ヲ設クル迄ハ左ノ区別ニ従ヒ官吏懲戒例ヲ適用スルモノトス

一　郡参与会及郡長ノ懲戒処分（第五十四条第

四項ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ
其府縣知事ノ決ニ不服アルモノハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
二 府縣知事ノ懲戒処分ニ不服アル者ハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
三 本条第一項ニ掲ケタル郡吏員職務違フ
コト再ミニ及又ハ其情状重キ者又ハ行
政ノ紊リ廉恥ノ失フ者家産ヲ破リタル
者又ハ職務ニ耐ヘサル者ハ懲戒裁判ヲ
以テ其職ヲ解クコトヲ得但其隨時解
職セラレタル者ハ自己所為ニ非ラス
シテ職務ヲ執ルニ堪ヘサルカ為メ解職
セラレタル場合ヲ除クノ外郡ニ対シテ
一切ノ給與ヲ受クルノ権ヲ失フモノト
ス
四 懲戒裁判ハ府縣知事其審問ヲ為シ府縣
参事会之ヲ決ス其決ニ不服アルモ
ノハ行政裁判所ニ出訴スルヿトヲ得
監督官廳ハ懲戒裁判ノ確定ハ前吏員ノ
停職ヲ命シ并給料ヲ停止スルコトヲ得

第九十二条　郡吏其職務ヲ尽キスシテ又ハ権限ヲ越ヘタルコトアルカ為メ郡ニ対シテ賠償スヘキコトアルトキハ府県参事会之ヲ裁決ス其裁決ニ不服ヲル者ハ裁決書ヲ交付シタル日ヨリ十四日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但出訴ヲ為シタルトキハ府県参事会ハ仮ニ其財産ヲ差押フルコトヲ得

第六章　附則

第九十三条　府県参事会及行政裁判所ヲ開設スル迄ノ間此法律ニ依リ府県参事会ニ属スル職務ハ府県知事ニ行政裁判所ニ属スル職務ハ内閣ニ於テ之ヲ行フ可シ

島司ニ置ケル島庶ニ於テハ郡会ヲ以テ郡制ニ準拠スル可キ特別ノ制度ヲ定ム

第九十四条　此法律ニ依リ初メテ議員ヲ配当選挙スルニ付キ郡参事会及郡会之職務ハ郡長ニ於テ之ヲ施行スヘシ

第九十五条　此法律中ニ記載セル人口ハ最近ノ人口調査ニ依リ現役軍人ヲ除キタル数

ヲ云フ

第九十六条　町村制施行ノ為メ定メタル直接
税接税ノ類別ハ此法律ニ對シテモ亦適用
スルモノトス

第九十七条　此法律施行ノ后ハ町村制第百二
十六条第三ニ定ムル地租附加税徴収ノ許
可ハ地租七分一半ヲ超過スル時ニ至リ要
スルモノトス

第九十八条　此法律ハ町村制ヲ施行シタル若
府縣ニ施行スルモノトス其施行ノ時期ハ
府縣知事ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第九十九条　明治十一年七月第十七号布告郡
區町村編制法其他此法律ニ抵觸スル成規
ハ第九十八条ニ記載シタル時期ヨリ総テ
之ヲ廃止ス

第百条　内務大臣ハ此法律実行ノ責ニ任シ之
カ為メ必要ナル命令及訓令ヲ発布スヘシ